

使用料・手数料の取扱い

項目	調整方針案	ページ
税務関係手数料	新潟市の制度に統一する。	2
戸籍・住民基本台帳関係手数料	新潟市の制度に統一する。	4
狂犬病予防関係手数料	新潟市の制度に統一する。	6
鳥獣飼養許可証関係手数料	新潟市の制度に統一する。	8
一般廃棄物処理手数料(ごみ処理手数料)	調整中	10
出店許可証交付手数料	新潟市の制度に統一する。	14
農地関係手数料	新潟市の制度に統一する。	16
斎場使用料	新潟市の制度に統一する。ただし、火葬場以外の使用料については、当分の間、現行のとおりとする。	18
老人福祉センター使用料	新潟市の制度に統一する。ただし、個室の使用料については、当分の間、現行のとおりとする。	20
露店市場出店料(常置露店)	新潟市の制度を適用する。	22
露店市場出店料(定期露店等)	当分の間、現行のとおりとする。	24
公民館使用料	当分の間、現行のとおりとする。	26
体育館使用料(専用利用の場合)	当分の間、現行のとおりとする。	28
体育館使用料(個人利用の場合)	当分の間、現行のとおりとする。	32
体育館附属設備使用料	当分の間、現行のとおりとする。	34
野球場使用料	当分の間、現行のとおりとする。	36
庭球場使用料	当分の間、現行のとおりとする。	38
プール使用料	当分の間、現行のとおりとする。	40

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 税務関係手数料

新潟市	新津市	白根市
<p>1 税務関係手数料</p> <p>①土地・家屋に関する証明手数料 1筆又は1棟につき 300円 ②名寄帳の閲覧手数料 土地、家屋、償却資産それぞれにつき 300円 ③土地・家屋調書の閲覧手数料 1冊につき 300円 ④公図副本の閲覧手数料 1冊につき 300円 ⑤公図副本の複写実費 1枚につき 10円 ⑥住宅用家屋証明申請手数料 1件につき 1,300円 ⑦納税証明書交付手数料 1件につき 300円 ⑧その他証明手数料 1件につき 300円</p>	<p>1 税務関係手数料</p> <p>①土地・家屋に関する証明手数料 1件につき 300円 ②名寄帳の閲覧手数料 1名義につき 300円 ③土地・家屋調書の閲覧手数料 } 新潟市と同じ ④公図副本の閲覧手数料 } ⑤公図副本の複写実費 1枚につき 70円 ⑥住宅用家屋証明申請手数料 } 新潟市と同じ ⑦納税証明書交付手数料 } ⑧その他証明手数料 }</p>	<p>1 税務関係手数料</p> <p>①土地・家屋に関する証明手数料 5筆又は1棟につき 300円 ②名寄帳の閲覧手数料 納税義務者単位で1件につき 300円 ③土地・家屋調書の閲覧手数料 新潟市と同じ ④公図副本の閲覧手数料 1枚につき 300円 ⑤公図副本の複写実費 1枚につき 50円 ⑥住宅用家屋証明申請手数料 1件につき 1,200円 ⑦納税証明書交付手数料 } 新潟市と同じ ⑧その他証明手数料 }</p>
亀田町	西川町	味方村
<p>1 税務関係手数料</p> <p>①土地・家屋に関する証明手数料 1筆又は1棟につき 300円 土地5筆まで300円 5筆を超える時は1筆増すごとに30円を加える。 家屋1棟につき300円 1棟を超える時は1棟増すごとに30円を加える。 ②名寄帳の閲覧手数料 } 新潟市と同じ ③土地・家屋調書の閲覧手数料 } ④公図副本の閲覧手数料 } ⑤公図副本の複写実費 } ⑥住宅用家屋証明申請手数料 } ⑦納税証明書交付手数料 } ⑧その他証明手数料 }</p>	<p>1 税務関係手数料</p> <p>①土地・家屋に関する証明手数料 1件につき 300円 (5筆及び5棟をもって1件とする) ②名寄帳の閲覧手数料 } 新潟市と同じ ③土地・家屋調書の閲覧手数料 } ④公図副本の閲覧手数料 } ⑤公図副本の複写実費 1枚につき 20円 ⑥住宅用家屋証明申請手数料 } 新潟市と同じ ⑦納税証明書交付手数料 } ⑧その他証明手数料 }</p>	<p>1 税務関係手数料</p> <p>①土地・家屋に関する証明手数料(土地家屋別) 1通につき 300円 ②名寄帳の閲覧手数料 規定なし ③土地・家屋調書の閲覧手数料 規定なし ④公図副本の閲覧手数料 規定なし ⑤公図副本の複写実費 } 新潟市と同じ ⑥住宅用家屋証明申請手数料 } ⑦納税証明書交付手数料 } ⑧その他証明手数料 }</p>

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 税務関係手数料

豊栄市	小須戸町	横越町
<p>1 税務関係手数料</p> <p>①土地・家屋に関する証明手数料 1件につき 300円 ②名寄帳の閲覧手数料 土地・家屋まとめて同一所有者につき 300円 ③土地・家屋調書の閲覧手数料 土地・家屋まとめて同一所有者につき 300円 ④公図副本の閲覧手数料 土地・家屋まとめて同一所有者につき 300円 ⑤公図副本の複写実費 ⑥住宅用家屋証明申請手数料 ⑦納税証明書交付手数料 ⑧その他証明手数料</p> <p style="text-align: right;">} 新潟市と同じ</p>	<p>1 税務関係手数料</p> <p>①土地・家屋に関する証明手数料 1件につき 300円 ②名寄帳の閲覧手数料 土地・家屋まとめて同一所有者につき 300円 ③土地・家屋調書の閲覧手数料 土地・家屋まとめて同一所有者につき 300円 ④公図副本の閲覧手数料 土地・家屋まとめて同一所有者につき 300円 ⑤公図副本の複写手数料 1件につき 100円 ⑥住宅用家屋証明申請手数料 ⑦納税証明書交付手数料 ⑧その他証明手数料</p> <p style="text-align: right;">} 新潟市と同じ</p>	<p>1 税務関係手数料</p> <p>①土地・家屋に関する証明手数料 1件につき 300円 ②名寄帳の閲覧手数料 土地・家屋まとめて同一所有者につき 300円 ③土地・家屋調書の閲覧手数料 土地・家屋まとめて同一所有者につき 300円 ④公図副本の閲覧手数料 土地・家屋まとめて同一所有者につき 300円 ⑤公図副本の複写手数料 1件につき 100円 ⑥住宅用家屋証明申請手数料 ⑦納税証明書交付手数料 ⑧その他証明手数料</p> <p style="text-align: right;">} 新潟市と同じ</p>
潟東村	月潟村	中之口村
<p>1 税務関係手数料</p> <p>①土地・家屋に関する証明手数料 1件につき 300円 ただし、30筆までを1件とし、以上1筆増すごとに40円を加算する。 ただし、800円を超えるときは800円とする。 ②名寄帳の閲覧手数料 規定なし ③土地・家屋調書の閲覧手数料 規定なし ④公図副本の閲覧手数料 規定なし ⑤公図副本の複写実費 地籍情報管理データとして頒布 ⑥住宅用家屋証明申請手数料 ⑦納税証明書交付手数料 ⑧その他証明手数料</p> <p style="text-align: right;">} 新潟市と同じ</p>	<p>1 税務関係手数料</p> <p>①土地・家屋に関する証明手数料 1件につき 300円 (10筆又は2棟までを1件、5筆増す毎に又は1棟増す毎に50円加算) ②名寄帳の閲覧手数料 新潟市と同じ ③土地・家屋調書の閲覧手数料 1件につき 300円 ④公図副本の閲覧手数料 1件につき 300円 ⑤公図副本の複写実費 ⑥住宅用家屋証明申請手数料 ⑦納税証明書交付手数料 ⑧その他証明手数料</p> <p style="text-align: right;">} 新潟市と同じ</p>	<p>1 税務関係手数料</p> <p>①土地・家屋に関する証明手数料 ②名寄帳の閲覧手数料 ③土地・家屋調書の閲覧手数料 ④公図副本の閲覧手数料 ⑤公図副本の複写実費 ⑥住宅用家屋証明申請手数料 ⑦納税証明書交付手数料 ⑧その他証明手数料</p> <p style="text-align: right;">} 新潟市と同じ</p>

使用料・手数料の取扱い
戸籍・住民基本台帳関係手数料

新潟市	新津市	白根市
<p>1 手数料の額</p> <p>①印鑑登録証明書交付手数料 1通 300円 ②印鑑手帳交付手数料(紛失及び改印) 1通 400円 ③住民票関係閲覧手数料 1世帯 300円 (住民票補助台帳の閲覧の場合) 1冊 3,000円 ④住民票関係写し交付手数料 1通 300円</p> <p>⑤住民票関係記載事項証明手数料 1通 300円 ⑥身分証明書交付手数料 1通 300円 ⑦戸籍謄本・抄本交付手数料 1通 450円 ⑧除籍謄本・抄本交付手数料 1通 750円 ⑨戸籍届出・申請の受理証明書交付手数料 1通 350円 (上質紙の場合) 1通 1,400円 ⑩戸籍記載事項証明手数料 1件 350円 ⑪外国人登録原票記載事項証明書交付手数料 1通 300円 ⑫その他証明手数料 1件 300円 ⑬公的年金現況届 無 料</p>	<p>1 手数料の額</p> <p>①印鑑登録証明書交付手数料 新潟市と同じ ②印鑑登録証交付手数料(新規、紛失及び改印) 1通 300円 ③住民票関係閲覧手数料 1世帯 200円 (住民票補助台帳の閲覧の場合) 制度なし ④住民票写交付手数料(抄本) 1通 300円 (謄本4人まで) 1通 300円 (謄本5人以上) 1通 500円</p> <p>⑤住民票関係記載事項証明手数料 ⑥身分に関する証明書手数料 ⑦戸籍謄本・抄本交付手数料 ⑧除籍謄本・抄本交付手数料 ⑨戸籍の届出・申請の受理証明交付手数料 (上質紙の場合) 新潟市と同じ</p> <p>⑩戸籍記載事項証明手数料 ⑪外国人登録原票記載事項証明書交付手数料 ⑫その他証明手数料 ⑬公的年金現況届</p>	<p>1 手数料の額</p> <p>①印鑑登録証明書交付手数料 新潟市と同じ ②印鑑手帳交付手数料(登録、紛失及び改印) 1通 300円 ③住民票関係閲覧手数料 1件 300円 (住民票補助台帳の閲覧の場合 5世帯で1件とする) ④住民票関係写し交付手数料(抄本) 1通 300円 (謄本5人まで) 1通 300円 (謄本6人以上) 1通 400円</p> <p>⑤住民票関係記載事項証明手数料 ⑥身分証明書交付手数料 ⑦戸籍謄本・抄本交付手数料 ⑧除籍謄本・抄本交付手数料 ⑨戸籍届出・申請の受理証明書交付手数料 (上質紙の場合) 新潟市と同じ</p> <p>⑩戸籍記載事項証明手数料 ⑪外国人登録原票記載事項証明書交付手数料 ⑫その他証明手数料 ⑬公的年金現況届</p>
亀田町	西川町	味方村
<p>1 手数料の額</p> <p>①印鑑登録証明書交付手数料 新潟市と同じ ②印鑑手帳交付手数料(紛失及び改印) 1通 300円 ③住民票関係閲覧手数料 1世帯 300円</p> <p>④住民票関係写し交付手数料(抄本) 1通 300円 (謄本5人まで) 1通 300円 (6人以上、1人増すごとに100円加算)</p> <p>⑤住民票関係記載事項証明手数料 ⑥身分証明書交付手数料 ⑦戸籍謄本・抄本交付手数料 ⑧除籍謄本・抄本交付手数料 ⑨戸籍届出・申請の受理証明書交付手数料 (上質紙の場合) 新潟市と同じ</p> <p>⑩戸籍記載事項証明手数料 ⑪外国人登録原票記載事項証明書交付手数料 ⑫その他証明手数料 ⑬公的年金現況届</p>	<p>1 手数料の額</p> <p>①印鑑登録証明書交付手数料 新潟市と同じ ②印鑑手帳交付手数料(紛失及び改印) 1通 300円 ③住民票関係閲覧手数料 1時間 300円 (住民票補助台帳の閲覧の場合) 1時間 300円</p> <p>④住民票関係写し交付手数料(抄本) 1通 300円 (謄本5人まで) 1通 300円 (6人以上、5人増すごとに300円加算)</p> <p>⑤住民票関係記載事項証明手数料 ⑥身分証明書交付手数料 ⑦戸籍謄本・抄本交付手数料 ⑧除籍謄本・抄本交付手数料 ⑨戸籍届出・申請の受理証明書交付手数料 (上質紙の場合) 新潟市と同じ</p> <p>⑩戸籍記載事項証明手数料 ⑪外国人登録原票記載事項証明書交付手数料 ⑫その他証明手数料 ⑬公的年金現況届</p>	<p>1 手数料の額</p> <p>①印鑑登録証明書交付手数料 新潟市と同じ ②印鑑手帳交付手数料 無 料 ③住民票関係閲覧手数料 1人 300円</p> <p>④住民票関係写し交付手数料</p> <p>⑤住民票関係記載事項証明手数料 ⑥身分証明書交付手数料 ⑦戸籍謄本・抄本交付手数料 ⑧除籍謄本・抄本交付手数料 ⑨戸籍の届出・申請の受理証明交付手数料 (上質紙の場合) 新潟市と同じ</p> <p>⑩戸籍記載事項証明手数料 ⑪外国人登録原票記載事項証明書交付手数料 ⑫その他証明手数料 ⑬公的年金現況届</p>

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 戸籍・住民基本台帳関係手数料

豊栄市	小須戸町	横越町
<p>1 手数料の額</p> <p>①印鑑登録証明書交付手数料 新潟市と同じ</p> <p>②印鑑手帳交付手数料(新規、紛失及び改印) 1通 300円</p> <p>③住民票関係閲覧手数料 1世帯 300円</p> <p>④住民票関係写し交付手数料</p> <p>⑤住民票関係記載事項証明手数料 ⑥身分証明書交付手数料 ⑦戸籍謄本・抄本交付手数料 ⑧除籍謄本・抄本交付手数料 ⑨戸籍届出・申請の受理証明書交付手数料 (上質紙の場合)</p> <p>⑩戸籍記載事項証明手数料円 ⑪外国人登録原票記載事項証明書交付手数料 ⑫その他証明手数料 ⑬公的年金現況届</p> <p style="text-align: right;">新潟市と同じ</p>	<p>1 手数料の額</p> <p>①印鑑登録証明書交付手数料 新潟市と同じ</p> <p>②印鑑手帳交付手数料(登録及び紛失) 1通 300円</p> <p>③住民票関係閲覧手数料 1世帯 300円</p> <p>④住民票関係写し交付手数料(抄本) (謄本5人まで) 1通 300円 (謄本6人以上) 1通 400円</p> <p>⑤住民票関係記載事項証明手数料 ⑥身分証明書交付手数料 ⑦戸籍謄本・抄本交付手数料 ⑧除籍謄本・抄本交付手数料 ⑨戸籍届出・申請の受理証明書交付手数料 (上質紙の場合)</p> <p>⑩戸籍記載事項証明手数料円 ⑪外国人登録原票記載事項証明書交付手数料 ⑫その他証明手数料 ⑬公的年金現況届</p> <p style="text-align: right;">新潟市と同じ</p>	<p>1 手数料の額</p> <p>①印鑑登録証明書交付手数料 新潟市と同じ</p> <p>②印鑑手帳交付手数料 無料</p> <p>③住民票関係閲覧手数料 1件 300円</p> <p>④住民票関係写し交付手数料 (1件は1世帯とする) 1通 300円</p> <p>⑤住民票関係記載事項証明手数料 ⑥身分証明書交付手数料 ⑦戸籍謄本・抄本交付手数料 ⑧除籍謄本・抄本交付手数料 ⑨戸籍届出・申請の受理証明書交付手数料 (上質紙の場合)</p> <p>⑩戸籍記載事項証明手数料 ⑪外国人登録原票記載事項証明書交付手数料 ⑫その他証明手数料 ⑬公的年金現況届</p> <p style="text-align: right;">⑫項目で対応 新潟市と同じ</p>
潟東村	月潟村	中之口村
<p>1 手数料の額</p> <p>①印鑑登録証明書交付手数料 新潟市と同じ</p> <p>②印鑑手帳交付手数料(紛失及び改印) 1通 300円</p> <p>③住民票関係閲覧手数料 1件 300円</p> <p>④住民票関係写し交付手数料</p> <p>⑤住民票関係記載事項証明手数料 ⑥身分証明書交付手数料 ⑦戸籍謄本・抄本交付手数料 ⑧除籍謄本・抄本交付手数料 ⑨戸籍届出・申請の受理証明書交付手数料 (上質紙の場合)</p> <p>⑩戸籍記載事項証明手数料円 ⑪外国人登録原票記載事項証明書交付手数料 ⑫その他証明手数料 ⑬公的年金現況届</p> <p style="text-align: right;">新潟市と同じ</p>	<p>1 手数料の額</p> <p>①印鑑登録証明書交付手数料 新潟市と同じ</p> <p>②印鑑手帳交付手数料(紛失及び改印) 1通 300円</p> <p>③住民票関係閲覧手数料 (住民票補助台帳の閲覧の場合) 1件 300円 制度なし</p> <p>④住民票関係写し交付手数料</p> <p>⑤住民票関係記載事項証明手数料 ⑥身分証明書交付手数料 ⑦戸籍謄本・抄本交付手数料 ⑧除籍謄本・抄本交付手数料 ⑨戸籍届出・申請の受理証明書交付手数料 (上質紙の場合)</p> <p>⑩戸籍記載事項証明手数料 ⑪外国人登録原票記載事項証明書交付手数料 ⑫その他証明手数料 ⑬公的年金現況届</p> <p style="text-align: right;">新潟市と同じ</p>	<p>1 手数料の額</p> <p>①印鑑登録証明書交付手数料 新潟市と同じ</p> <p>②印鑑手帳交付手数料(紛失及び改印) 1通 300円</p> <p>③住民票関係閲覧手数料 1件 300円</p> <p>④住民票関係写し交付手数料 (1件は1世帯とする) 1通 300円</p> <p>⑤住民票関係記載事項証明手数料 ⑥身分証明書交付手数料 ⑦戸籍謄本・抄本交付手数料 ⑧除籍謄本・抄本交付手数料 ⑨戸籍届出・申請の受理証明書交付手数料 (上質紙の場合)</p> <p>⑩戸籍記載事項証明手数料 ⑪外国人登録原票記載事項証明書交付手数料 ⑫その他証明手数料 ⑬公的年金現況届</p> <p style="text-align: right;">新潟市と同じ</p>

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 狂犬病予防関係手数料

新潟市	新津市	白根市										
犬の登録と狂犬病予防注射手数料 <table border="1" data-bbox="350 319 902 546"> <thead> <tr> <th>手 数 料 区 分</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登 録</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防注射済票交付</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>鑑 札 再 交 付</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防注射済票再交付</td> <td>340</td> </tr> </tbody> </table>	手 数 料 区 分	金額(円)	登 録	3,000	狂犬病予防注射済票交付	550	鑑 札 再 交 付	1,600	狂犬病予防注射済票再交付	340	犬の登録と狂犬病予防注射手数料 新潟市と同じ	犬の登録と狂犬病予防注射手数料 新潟市と同じ
手 数 料 区 分	金額(円)											
登 録	3,000											
狂犬病予防注射済票交付	550											
鑑 札 再 交 付	1,600											
狂犬病予防注射済票再交付	340											
亀田町	西川町	味方村										
犬の登録と狂犬病予防注射手数料 新潟市と同じ	犬の登録と狂犬病予防注射手数料 新潟市と同じ	犬の登録と狂犬病予防注射手数料 新潟市と同じ										

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 狂犬病予防関係手数料

豊栄市	小須戸町	横越町
犬の登録と狂犬病予防注射手数料 新潟市と同じ	犬の登録と狂犬病予防注射手数料 新潟市と同じ	犬の登録と狂犬病予防注射手数料 新潟市と同じ
潟東村	月潟村	中之口村
犬の登録と狂犬病予防注射手数料 新潟市と同じ	犬の登録と狂犬病予防注射手数料 新潟市と同じ	犬の登録と狂犬病予防注射手数料 新潟市と同じ

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 鳥獣飼養許可証関係手数料

新潟市	新津市	白根市
手数料条例における鳥獣飼養許可証の交付手数料等 交付手数料 1羽又は1頭につき3,400円 更新手数料 1羽又は1頭につき3,400円 再交付手数料 1羽又は1頭につき3,400円	手数料条例における鳥獣飼養許可証の交付手数料等 新潟市と同じ	手数料条例における鳥獣飼養許可証の交付手数料等 新潟市と同じ
亀田町	西川町	味方村
手数料条例における鳥獣飼養許可証の交付手数料等 新潟市と同じ	手数料条例における鳥獣飼養許可証の交付手数料等 新潟市と同じ	手数料条例における鳥獣飼養許可証の交付手数料等 新潟市と同じ

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 鳥獣飼養許可証関係手数料

豊栄市	小須戸町	横越町
手数料条例における鳥獣飼養許可証の交付手数料等 新潟市と同じ	手数料条例における鳥獣飼養許可証の交付手数料等 新潟市と同じ	手数料条例における鳥獣飼養許可証の交付手数料等 新潟市と同じ
潟東村	月潟村	中之口村
手数料条例における鳥獣飼養許可証の交付手数料等 新潟市と同じ	手数料条例における鳥獣飼養許可証の交付手数料等 新潟市と同じ	手数料条例における鳥獣飼養許可証の交付手数料等 新潟市と同じ

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 一般廃棄物処理手数料(ごみ処理手数料)

新潟市	新津市	白根市
<p>1 手数料 (1)動物の死体 1体 2,200円 (2)上記以外の一般廃棄物 ①1日平均排出量 10kg未満(ステーション利用) 無料 ②1日平均排出量 10kg以上20kg未満(ステーション利用) 月額 6,700円 ③1日平均排出量 20kg以上30kg未満(ステーション利用) 月額 11,200円 ④自己搬入の場合 10kgまでごとにつき100円</p> <p>2 請求 前2ヶ月分を偶数月に納入通知書を発行して請求</p> <p>3 納入方法 (1)窓口納付 郵送された納入通知書を金融機関等で納付 (2)口座振替納付 納入義務者が口座振替納付の委託をした金融機関の預金口座から振替納付 (3)自治会(町内会)納付 自治会(町内会)に収納事務を委託した者が徴収し市に納付 (4)現金納付 自己搬入ごみは搬入施設で現金納付</p> <p>4 納期 第1期 4月末日 第2期 6月末日 第3期 8月末日 第4期 10月末日 第5期 1月4日 第6期 2月末日</p>	<p>1 手数料 (1)動物の死体 1体 300円 (2)上記以外の一般廃棄物(有料指定袋制・別紙のとおり) ①1日平均排出量 10kg未満(ステーション利用) 制度なし ②1日平均排出量 10kg以上20kg未満(ステーション利用) 制度なし ③1日平均排出量 20kg以上30kg未満(ステーション利用) 制度なし ④自己搬入の場合(家庭系・指定袋を使わない場合) 10kgまでごとにつき 50円</p> <p>2 請求 自己搬入ごみは搬入時に請求</p> <p>3 納入方法 自己搬入ごみは搬入施設で現金納付</p> <p>4 納期 ごみ有料指定袋購入時</p>	<p>1 手数料 (1)小動物の死体(犬・猫等ペットとして飼育されていたものに限る) 1個につき1,000円 (2)上記以外の一般廃棄物 ①1日平均排出量 10kg未満(ステーション利用) 制度なし ②1日平均排出量 10kg以上20kg未満(ステーション利用) 制度なし ③1日平均排出量 20kg以上30kg未満(ステーション利用) 制度なし ※(燃えるごみ, 燃えないごみ:ステーション利用) 別紙, 1のとおり(有料指定袋制) (粗大ごみ) 別紙, 2のとおり(有料申込戸別収集制) ④自己搬入の場合 上記※印にならない, 原則有料指定袋及び粗大ごみ処理券による ただし, 指定袋に収納しない場合は 10kgまでごとにつき 60円又は 130円</p> <p>2 請求 ごみ有料指定袋及び粗大ごみ処理券購入時</p> <p>3 納入方法 現金納付</p> <p>4 納期 ごみ有料指定袋及び粗大ごみ処理券購入時</p> <p>※ 白根地域広域事務組合(関係市町村:白根市, 小須戸町, 味方村, 月潟村, 中之口村)で共同処理する。</p>
亀田町	西川町	味方村
<p>1 手数料 (1)動物の死体 1体 2,200円 (2)上記以外の一般廃棄物 ①1日平均排出量 10kg未満(ステーション利用) 制度なし ②1日平均排出量 10kg以上20kg未満(ステーション利用) 制度なし ③1日平均排出量 20kg以上30kg未満(ステーション利用) 制度なし ④自己搬入の場合 10kgまでごとにつき100円</p> <p>2 請求 自己搬入ごみは搬入時に請求</p> <p>3 納入方法 自己搬入ごみは搬入施設で現金納付</p>	<p>※ 巻町外三ヶ町村衛生組合(関係町村:巻町, 岩室村, 湯東村, 西川町)で共同処理する。</p> <p>1 手数料 (1)動物の死体 業者を紹介 (2)上記以外の一般廃棄物(有料指定袋制・別紙のとおり) ①1日平均排出量 10kg未満(ステーション利用) 制度なし ②1日平均排出量 10kg以上20kg未満(ステーション利用) 制度なし ③1日平均排出量 20kg以上30kg未満(ステーション利用) 制度なし ④自己搬入の場合(家庭系で1トン以上)(事業系) 別紙のとおり</p> <p>2 請求 粗大ごみは申し込み後, 納入通知書で請求, 事業系ごみは搬入時に請求</p> <p>3 納入方法 粗大ごみは納入通知書で金融機関または役場出納室で納付 事業系ごみ及び自己搬入(家庭系で1トン以上)は搬入施設で現金納付</p> <p>4 納期 ごみ有料指定袋は購入時, 粗大ごみは引取日まで</p>	<p>1 手数料 (1)小動物の死体(犬・猫等ペットとして飼育されていたものに限る) 1個につき1,000円 (2)上記以外の一般廃棄物 ①1日平均排出量 10kg未満(ステーション利用) 制度なし ②1日平均排出量 10kg以上20kg未満(ステーション利用) 制度なし ③1日平均排出量 20kg以上30kg未満(ステーション利用) 制度なし ※(燃えるごみ, 燃えないごみ:ステーション利用) 別紙, 1のとおり(有料指定袋制) (粗大ごみ) 別紙, 2のとおり(有料申込戸別収集制) ④自己搬入の場合 上記※印にならない, 原則有料指定袋及び粗大ごみ処理券による ただし, 指定袋に収納しない場合は 10kgまでごとにつき 60円又は 130円</p> <p>2 請求 ごみ有料指定袋及び粗大ごみ処理券購入時 ※別紙, 「ごみの受入体制」及び「ごみ指定袋等管理体制」参照</p> <p>3 納入方法 現金納付</p> <p>4 納期 ごみ有料指定袋及び粗大ごみ処理券購入時</p> <p>※ 白根地域広域事務組合(関係市町村:白根市, 小須戸町, 味方村, 月潟村, 中之口村)で共同処理する。</p>

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 一般廃棄物処理手数料(ごみ処理手数料)

豊栄市	小須戸町	横越町
<p>1 手数料 (1)動物の死体 1体 1,500円 (2)上記以外の一般廃棄物 ①1日平均排出量 10kg未満(ステーション利用) 制度なし ②1日平均排出量 10kg以上20kg未満(ステーション利用) 制度なし ③1日平均排出量 20kg以上30kg未満(ステーション利用) 制度なし ※(燃えるごみ, 燃えないごみ:ステーション利用) 別紙のとおり(ごみ処理券制) ④ 自己搬入の場合 ・ 可燃ごみ 家庭系400円/100kg.当り 事業系700円/100kg.当り ・ 粗大ごみ及び不燃ごみ 家庭系600円/100kg.当り 事業系1,400円/100kg.当り ・ 埋立ごみ 600円/100kg.当り</p> <p>2 請求及び納入方法, 納期 (1) 指定袋は市内56店舗で販売。店舗の代表者は, 翌月の5日までに市の納付書で市指定金融機関に納入。 (2) 自己搬入は, 施設管理者発行の納入通知書で, 即時納入</p>	<p>1 手数料 (1)小動物の死体(犬・猫等ペットとして飼育されていたものに限る) 1個につき1,000円 (2)上記以外の一般廃棄物 ①1日平均排出量 10kg未満(ステーション利用) 制度なし ②1日平均排出量 10kg以上20kg未満(ステーション利用) 制度なし ③1日平均排出量 20kg以上30kg未満(ステーション利用) 制度なし ※(燃えるごみ, 燃えないごみ:ステーション利用) 別紙, 1のとおり(有料指定袋制) (粗大ごみ) 別紙, 2のとおり(有料申込戸別収集制) ④自己搬入の場合 上記※印にならない, 原則有料指定袋及び粗大ごみ処理券による ただし, 指定袋に収納しない場合は 10kgまでごとににつき 60 円又は 130 円</p> <p>2 請求 ごみ有料指定袋及び粗大ごみ処理券購入時 ※別紙, 「ごみの受入体制」及び「ごみ指定袋等管理体制」参照</p> <p>3 納入方法 現金納付</p> <p>4 納期 ごみ有料指定袋及び粗大ごみ処理券購入時</p> <p>※ 白根地域広域事務組合(関係市町村:白根市, 小須戸町, 味方村, 月潟村, 中之口村)で共同処理する。</p>	<p>1 手数料 (1)動物の死体 業者を紹介 (2)上記以外の一般廃棄物 ①1日平均排出量 10kg未満(ステーション利用) 制度なし ②1日平均排出量 10kg以上20kg未満(ステーション利用) 制度なし ③1日平均排出量 20kg以上30kg未満(ステーション利用) 制度なし ④自己搬入の場合 10kgまでごとににつき100円</p> <p>2 請求 自己搬入ごみは搬入時に請求</p> <p>3 納入方法 自己搬入ごみは搬入施設で現金納付</p>
潟東村	月潟村	中之口村
<p>※ 巻町外三ヶ町村衛生組合(関係町村:巻町, 岩室村, 潟東村, 西川町)で共同処理する。</p> <p>1 手数料 (1)動物の死体 業者を紹介 (2)上記以外の一般廃棄物 (有料指定袋制・別紙のとおり) ①1日平均排出量 10kg未満(ステーション利用) 制度なし ②1日平均排出量 10kg以上20kg未満(ステーション利用) 制度なし ③1日平均排出量 20kg以上30kg未満(ステーション利用) 制度なし ④自己搬入の場合(家庭系で1トン以上)(事業系) 別紙のとおり</p> <p>2 請求 粗大ごみは申し込み後, 納入通知書で請求, 事業系ごみは搬入時に請求</p> <p>3 納入方法 粗大ごみは納入通知書で金融機関または役場会計室で納付 事業系ごみ及び自己搬入(家庭系で1トン以上)は搬入施設で現金納付</p> <p>4 納期 ごみ有料指定袋は購入時, 粗大ごみは引取日まで</p>	<p>1 手数料 (1)小動物の死体(犬・猫等ペットとして飼育されていたものに限る) 1個につき1,000円 (2)上記以外の一般廃棄物 ①1日平均排出量 10kg未満(ステーション利用) 制度なし ②1日平均排出量 10kg以上20kg未満(ステーション利用) 制度なし ③1日平均排出量 20kg以上30kg未満(ステーション利用) 制度なし ※(燃えるごみ, 燃えないごみ:ステーション利用) 別紙, 1のとおり(有料指定袋制) (粗大ごみ) 別紙, 2のとおり(有料申込戸別収集制) ④自己搬入の場合 上記※印にならない, 原則有料指定袋及び粗大ごみ処理券による ただし, 指定袋に収納しない場合は 10kgまでごとににつき 60 円又は 130 円</p> <p>2 請求 ごみ有料指定袋及び粗大ごみ処理券購入時 ※別紙, 「ごみの受入体制」及び「ごみ指定袋等管理体制」参照</p> <p>3 納入方法 現金納付</p> <p>4 納期 ごみ有料指定袋及び粗大ごみ処理券購入時</p> <p>※ 白根地域広域事務組合(関係市町村:白根市, 小須戸町, 味方村, 月潟村, 中之口村)で共同処理する。</p>	<p>1 手数料 (1)小動物の死体(犬・猫等ペットとして飼育されていたものに限る) 1個につき1,000円 (2)上記以外の一般廃棄物 ①1日平均排出量 10kg未満(ステーション利用) 制度なし ②1日平均排出量 10kg以上20kg未満(ステーション利用) 制度なし ③1日平均排出量 20kg以上30kg未満(ステーション利用) 制度なし ※(燃えるごみ, 燃えないごみ:ステーション利用) 別紙, 1のとおり(有料指定袋制) (粗大ごみ) 別紙, 2のとおり(有料申込戸別収集制) ④自己搬入の場合 上記※印にならない, 原則有料指定袋及び粗大ごみ処理券による ただし, 指定袋に収納しない場合は 10kgまでごとににつき 60 円又は 130 円</p> <p>2 請求 ごみ有料指定袋及び粗大ごみ処理券購入時 ※別紙, 「ごみの受入体制」及び「ごみ指定袋等管理体制」参照</p> <p>3 納入方法 現金納付</p> <p>4 納期 ごみ有料指定袋及び粗大ごみ処理券購入時</p> <p>※ 白根地域広域事務組合(関係市町村:白根市, 小須戸町, 味方村, 月潟村, 中之口村)で共同処理する。</p>

(別紙)

新潟市	新津市	白根市																																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="2">処理区分</th> <th>手数料</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">家庭系 ごみ</td> <td rowspan="3">収集・運搬処理 (指定袋を使う場合)</td> <td rowspan="3">燃えるごみ用</td> <td>指定袋 大1枚につき 40円</td> <td>容量50リットル</td> </tr> <tr> <td>指定袋 中1枚につき 30円</td> <td>容量30リットル</td> </tr> <tr> <td>指定袋 小1枚につき 20円</td> <td>容量15リットル</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃えないごみ用</td> <td>指定袋 大1枚につき 40円</td> <td>容量50リットル</td> </tr> <tr> <td>指定袋 中1枚につき 30円</td> <td>容量30リットル</td> </tr> <tr> <td>指定袋 小1枚につき 20円</td> <td>容量15リットル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">収集・運搬処理(大型ごみ)</td> <td colspan="3">品目別単価表による</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業系 ごみ</td> <td rowspan="3">処理(指定袋を使う場合)</td> <td rowspan="2">燃えるごみ用</td> <td>指定袋 特大1枚につき 140円</td> <td>容量60リットル</td> </tr> <tr> <td>指定袋 大1枚につき 120円</td> <td>容量50リットル</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ用</td> <td>指定袋 大1枚につき 120円</td> <td>容量50リットル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処理(指定袋を使わない場合)</td> <td colspan="3">10kgまでごとに 150円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	処理区分		手数料	説明	家庭系 ごみ	収集・運搬処理 (指定袋を使う場合)	燃えるごみ用	指定袋 大1枚につき 40円	容量50リットル	指定袋 中1枚につき 30円	容量30リットル	指定袋 小1枚につき 20円	容量15リットル	燃えないごみ用	指定袋 大1枚につき 40円	容量50リットル	指定袋 中1枚につき 30円	容量30リットル	指定袋 小1枚につき 20円	容量15リットル	収集・運搬処理(大型ごみ)		品目別単価表による			事業系 ごみ	処理(指定袋を使う場合)	燃えるごみ用	指定袋 特大1枚につき 140円	容量60リットル	指定袋 大1枚につき 120円	容量50リットル	燃えないごみ用	指定袋 大1枚につき 120円	容量50リットル	処理(指定袋を使わない場合)		10kgまでごとに 150円			<p>※白根地域広域事務組合(白根・小須戸・味方・月潟・中之口)で協同処理する。</p> <p>別紙 1 ごみ処理手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">処理区分</th> <th colspan="2">取扱区分・手数料</th> </tr> <tr> <th>燃えるごみ用</th> <th>燃えないごみ用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">家庭系</td> <td rowspan="6">収集運搬処分 (指定袋を使う場合)</td> <td>指定袋 大(50L)1枚につき40円</td> <td>指定袋 大(50L)1枚につき40円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 中(30L)1枚につき30円</td> <td>指定袋 中(30L)1枚につき30円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 小(15L)1枚につき20円</td> <td>指定袋 小(15L)1枚につき20円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 極小(10L)1枚につき10円</td> <td>指定袋 極小(10L)1枚につき10円</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ用</td> <td>ガラス陶磁器類 鉄・缶類 その他</td> <td>指定袋 中(30L)1枚につき20円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 小(20L)1枚につき10円</td> <td>指定袋 小(20L)1枚につき10円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処分(自らが指定袋を使わず直接処理施設に搬入する場合)</td> <td colspan="2">1回の搬入量10kgまでごと60円 (10kg未満の端数は10kgとする)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">事業系</td> <td rowspan="6">処分 (指定袋を使う場合)</td> <td>燃えるごみ用</td> <td>指定袋 大(60L)1枚につき130円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 中(30L)1枚につき80円</td> <td>指定袋 中(30L)1枚につき80円</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ用</td> <td>ガラス陶磁器類 鉄・缶類 その他</td> <td>指定袋 大(60L)1枚につき130円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 中(30L)1枚につき80円</td> <td>指定袋 中(30L)1枚につき80円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 大(60L)1枚につき130円</td> <td>指定袋 大(60L)1枚につき130円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 中(30L)1枚につき80円</td> <td>指定袋 中(30L)1枚につき80円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処分(指定袋を使わない場合)</td> <td colspan="2">1回の搬入量10kgまでごと60円 (10kg未満の端数は10kgとする)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙 2 粗大ごみ処理手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処理区分</th> <th>取扱区分・手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭系</td> <td>収集・運搬・処分 (自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)</td> <td rowspan="2">品目別単価表による</td> </tr> <tr> <td>事業系</td> <td>処分</td> </tr> <tr> <td>特機 定器 家廃 庭棄 用物</td> <td>収集・運搬 (自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)</td> <td>特定家庭用機器廃棄物品目別単価表による</td> </tr> </tbody> </table>	種類	処理区分	取扱区分・手数料		燃えるごみ用	燃えないごみ用	家庭系	収集運搬処分 (指定袋を使う場合)	指定袋 大(50L)1枚につき40円	指定袋 大(50L)1枚につき40円	指定袋 中(30L)1枚につき30円	指定袋 中(30L)1枚につき30円	指定袋 小(15L)1枚につき20円	指定袋 小(15L)1枚につき20円	指定袋 極小(10L)1枚につき10円	指定袋 極小(10L)1枚につき10円	燃えないごみ用	ガラス陶磁器類 鉄・缶類 その他	指定袋 中(30L)1枚につき20円	指定袋 小(20L)1枚につき10円	指定袋 小(20L)1枚につき10円	処分(自らが指定袋を使わず直接処理施設に搬入する場合)		1回の搬入量10kgまでごと60円 (10kg未満の端数は10kgとする)		事業系	処分 (指定袋を使う場合)	燃えるごみ用	指定袋 大(60L)1枚につき130円	指定袋 中(30L)1枚につき80円	指定袋 中(30L)1枚につき80円	燃えないごみ用	ガラス陶磁器類 鉄・缶類 その他	指定袋 大(60L)1枚につき130円	指定袋 中(30L)1枚につき80円	指定袋 中(30L)1枚につき80円	指定袋 大(60L)1枚につき130円	指定袋 大(60L)1枚につき130円	指定袋 中(30L)1枚につき80円	指定袋 中(30L)1枚につき80円	処分(指定袋を使わない場合)		1回の搬入量10kgまでごと60円 (10kg未満の端数は10kgとする)		種類	処理区分	取扱区分・手数料	家庭系	収集・運搬・処分 (自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	品目別単価表による	事業系	処分	特機 定器 家廃 庭棄 用物	収集・運搬 (自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	特定家庭用機器廃棄物品目別単価表による
種類	処理区分		手数料	説明																																																																																														
家庭系 ごみ	収集・運搬処理 (指定袋を使う場合)	燃えるごみ用	指定袋 大1枚につき 40円	容量50リットル																																																																																														
			指定袋 中1枚につき 30円	容量30リットル																																																																																														
			指定袋 小1枚につき 20円	容量15リットル																																																																																														
	燃えないごみ用	指定袋 大1枚につき 40円	容量50リットル																																																																																															
		指定袋 中1枚につき 30円	容量30リットル																																																																																															
		指定袋 小1枚につき 20円	容量15リットル																																																																																															
収集・運搬処理(大型ごみ)		品目別単価表による																																																																																																
事業系 ごみ	処理(指定袋を使う場合)	燃えるごみ用	指定袋 特大1枚につき 140円	容量60リットル																																																																																														
			指定袋 大1枚につき 120円	容量50リットル																																																																																														
		燃えないごみ用	指定袋 大1枚につき 120円	容量50リットル																																																																																														
	処理(指定袋を使わない場合)		10kgまでごとに 150円																																																																																															
種類	処理区分	取扱区分・手数料																																																																																																
		燃えるごみ用	燃えないごみ用																																																																																															
家庭系	収集運搬処分 (指定袋を使う場合)	指定袋 大(50L)1枚につき40円	指定袋 大(50L)1枚につき40円																																																																																															
		指定袋 中(30L)1枚につき30円	指定袋 中(30L)1枚につき30円																																																																																															
		指定袋 小(15L)1枚につき20円	指定袋 小(15L)1枚につき20円																																																																																															
		指定袋 極小(10L)1枚につき10円	指定袋 極小(10L)1枚につき10円																																																																																															
		燃えないごみ用	ガラス陶磁器類 鉄・缶類 その他	指定袋 中(30L)1枚につき20円																																																																																														
		指定袋 小(20L)1枚につき10円	指定袋 小(20L)1枚につき10円																																																																																															
処分(自らが指定袋を使わず直接処理施設に搬入する場合)		1回の搬入量10kgまでごと60円 (10kg未満の端数は10kgとする)																																																																																																
事業系	処分 (指定袋を使う場合)	燃えるごみ用	指定袋 大(60L)1枚につき130円																																																																																															
		指定袋 中(30L)1枚につき80円	指定袋 中(30L)1枚につき80円																																																																																															
		燃えないごみ用	ガラス陶磁器類 鉄・缶類 その他	指定袋 大(60L)1枚につき130円																																																																																														
		指定袋 中(30L)1枚につき80円	指定袋 中(30L)1枚につき80円																																																																																															
		指定袋 大(60L)1枚につき130円	指定袋 大(60L)1枚につき130円																																																																																															
		指定袋 中(30L)1枚につき80円	指定袋 中(30L)1枚につき80円																																																																																															
処分(指定袋を使わない場合)		1回の搬入量10kgまでごと60円 (10kg未満の端数は10kgとする)																																																																																																
種類	処理区分	取扱区分・手数料																																																																																																
家庭系	収集・運搬・処分 (自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	品目別単価表による																																																																																																
事業系	処分																																																																																																	
特機 定器 家廃 庭棄 用物	収集・運搬 (自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	特定家庭用機器廃棄物品目別単価表による																																																																																																
亀田町	西川町	味方村																																																																																																
<p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処理区分</th> <th>手数料</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">家庭系</td> <td rowspan="2">普通ごみ (収集・運搬)指定袋を使う場合</td> <td>指定袋 大1枚につき30円</td> <td>容量 30リットル</td> </tr> <tr> <td>指定袋 小1枚につき20円</td> <td>容量 15リットル</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ (収集・運搬)指定シールを使う場合</td> <td>指定シール1枚につき500円</td> <td>縦、横、高さのいずれかの長さが50cmを超えるものまたは10kgを超えるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処理施設へ直接搬入</td> <td>指定袋及び指定シールは不要</td> <td>処理手数料は表2のとおり</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">家庭系</th> <th colspan="2">事業系</th> </tr> <tr> <th>重量</th> <th>料金</th> <th>重量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1,000kg未満</td> <td rowspan="4">無料</td> <td>30kg未満</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>30kg以上 100kg未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>100kg以上 300kg未満</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>300kg以上 500kg未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>500kg以上 1,000kg未満</td> <td>1,000円</td> <td rowspan="2">以後500kg増す毎に</td> <td rowspan="2">500円</td> </tr> <tr> <td>以後500kg増す毎に</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	処理区分	手数料	説明	家庭系	普通ごみ (収集・運搬)指定袋を使う場合	指定袋 大1枚につき30円	容量 30リットル	指定袋 小1枚につき20円	容量 15リットル	粗大ごみ (収集・運搬)指定シールを使う場合	指定シール1枚につき500円	縦、横、高さのいずれかの長さが50cmを超えるものまたは10kgを超えるもの	処理施設へ直接搬入		指定袋及び指定シールは不要	処理手数料は表2のとおり	家庭系		事業系		重量	料金	重量	料金	1,000kg未満	無料	30kg未満	無料	30kg以上 100kg未満	100円	100kg以上 300kg未満	300円	300kg以上 500kg未満	500円	500kg以上 1,000kg未満	1,000円	以後500kg増す毎に	500円	以後500kg増す毎に	500円	<p>※白根地域広域事務組合(白根・小須戸・味方・月潟・中之口)で協同処理する。</p> <p>別紙 1 ごみ処理手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">処理区分</th> <th colspan="2">取扱区分・手数料</th> </tr> <tr> <th>燃えるごみ用</th> <th>燃えないごみ用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">家庭系</td> <td rowspan="6">収集運搬処分 (指定袋を使う場合)</td> <td>指定袋 大(50L)1枚につき40円</td> <td>指定袋 大(50L)1枚につき40円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 中(30L)1枚につき30円</td> <td>指定袋 中(30L)1枚につき30円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 小(15L)1枚につき20円</td> <td>指定袋 小(15L)1枚につき20円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 極小(10L)1枚につき10円</td> <td>指定袋 極小(10L)1枚につき10円</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ用</td> <td>ガラス陶磁器類 鉄・缶類 その他</td> <td>指定袋 中(30L)1枚につき20円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 小(20L)1枚につき10円</td> <td>指定袋 小(20L)1枚につき10円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処分(自らが指定袋を使わず直接処理施設に搬入する場合)</td> <td colspan="2">1回の搬入量10kgまでごと60円 (10kg未満の端数は10kgとする)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">事業系</td> <td rowspan="6">処分 (指定袋を使う場合)</td> <td>燃えるごみ用</td> <td>指定袋 大(60L)1枚につき130円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 中(30L)1枚につき80円</td> <td>指定袋 中(30L)1枚につき80円</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ用</td> <td>ガラス陶磁器類 鉄・缶類 その他</td> <td>指定袋 大(60L)1枚につき130円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 中(30L)1枚につき80円</td> <td>指定袋 中(30L)1枚につき80円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 大(60L)1枚につき130円</td> <td>指定袋 大(60L)1枚につき130円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 中(30L)1枚につき80円</td> <td>指定袋 中(30L)1枚につき80円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処分(指定袋を使わない場合)</td> <td colspan="2">1回の搬入量10kgまでごと60円 (10kg未満の端数は10kgとする)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙 2 粗大ごみ処理手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処理区分</th> <th>取扱区分・手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭系</td> <td>収集・運搬・処分 (自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)</td> <td rowspan="2">品目別単価表による</td> </tr> <tr> <td>事業系</td> <td>処分</td> </tr> <tr> <td>特機 定器 家廃 庭棄 用物</td> <td>収集・運搬 (自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)</td> <td>特定家庭用機器廃棄物品目別単価表による</td> </tr> </tbody> </table>	種類	処理区分	取扱区分・手数料		燃えるごみ用	燃えないごみ用	家庭系	収集運搬処分 (指定袋を使う場合)	指定袋 大(50L)1枚につき40円	指定袋 大(50L)1枚につき40円	指定袋 中(30L)1枚につき30円	指定袋 中(30L)1枚につき30円	指定袋 小(15L)1枚につき20円	指定袋 小(15L)1枚につき20円	指定袋 極小(10L)1枚につき10円	指定袋 極小(10L)1枚につき10円	燃えないごみ用	ガラス陶磁器類 鉄・缶類 その他	指定袋 中(30L)1枚につき20円	指定袋 小(20L)1枚につき10円	指定袋 小(20L)1枚につき10円	処分(自らが指定袋を使わず直接処理施設に搬入する場合)		1回の搬入量10kgまでごと60円 (10kg未満の端数は10kgとする)		事業系	処分 (指定袋を使う場合)	燃えるごみ用	指定袋 大(60L)1枚につき130円	指定袋 中(30L)1枚につき80円	指定袋 中(30L)1枚につき80円	燃えないごみ用	ガラス陶磁器類 鉄・缶類 その他	指定袋 大(60L)1枚につき130円	指定袋 中(30L)1枚につき80円	指定袋 中(30L)1枚につき80円	指定袋 大(60L)1枚につき130円	指定袋 大(60L)1枚につき130円	指定袋 中(30L)1枚につき80円	指定袋 中(30L)1枚につき80円	処分(指定袋を使わない場合)		1回の搬入量10kgまでごと60円 (10kg未満の端数は10kgとする)		種類	処理区分	取扱区分・手数料	家庭系	収集・運搬・処分 (自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	品目別単価表による	事業系	処分	特機 定器 家廃 庭棄 用物	収集・運搬 (自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	特定家庭用機器廃棄物品目別単価表による	
種類	処理区分	手数料	説明																																																																																															
家庭系	普通ごみ (収集・運搬)指定袋を使う場合	指定袋 大1枚につき30円	容量 30リットル																																																																																															
		指定袋 小1枚につき20円	容量 15リットル																																																																																															
	粗大ごみ (収集・運搬)指定シールを使う場合	指定シール1枚につき500円	縦、横、高さのいずれかの長さが50cmを超えるものまたは10kgを超えるもの																																																																																															
処理施設へ直接搬入		指定袋及び指定シールは不要	処理手数料は表2のとおり																																																																																															
家庭系		事業系																																																																																																
重量	料金	重量	料金																																																																																															
1,000kg未満	無料	30kg未満	無料																																																																																															
		30kg以上 100kg未満	100円																																																																																															
		100kg以上 300kg未満	300円																																																																																															
		300kg以上 500kg未満	500円																																																																																															
500kg以上 1,000kg未満	1,000円	以後500kg増す毎に	500円																																																																																															
以後500kg増す毎に	500円																																																																																																	
種類	処理区分	取扱区分・手数料																																																																																																
		燃えるごみ用	燃えないごみ用																																																																																															
家庭系	収集運搬処分 (指定袋を使う場合)	指定袋 大(50L)1枚につき40円	指定袋 大(50L)1枚につき40円																																																																																															
		指定袋 中(30L)1枚につき30円	指定袋 中(30L)1枚につき30円																																																																																															
		指定袋 小(15L)1枚につき20円	指定袋 小(15L)1枚につき20円																																																																																															
		指定袋 極小(10L)1枚につき10円	指定袋 極小(10L)1枚につき10円																																																																																															
		燃えないごみ用	ガラス陶磁器類 鉄・缶類 その他	指定袋 中(30L)1枚につき20円																																																																																														
		指定袋 小(20L)1枚につき10円	指定袋 小(20L)1枚につき10円																																																																																															
処分(自らが指定袋を使わず直接処理施設に搬入する場合)		1回の搬入量10kgまでごと60円 (10kg未満の端数は10kgとする)																																																																																																
事業系	処分 (指定袋を使う場合)	燃えるごみ用	指定袋 大(60L)1枚につき130円																																																																																															
		指定袋 中(30L)1枚につき80円	指定袋 中(30L)1枚につき80円																																																																																															
		燃えないごみ用	ガラス陶磁器類 鉄・缶類 その他	指定袋 大(60L)1枚につき130円																																																																																														
		指定袋 中(30L)1枚につき80円	指定袋 中(30L)1枚につき80円																																																																																															
		指定袋 大(60L)1枚につき130円	指定袋 大(60L)1枚につき130円																																																																																															
		指定袋 中(30L)1枚につき80円	指定袋 中(30L)1枚につき80円																																																																																															
処分(指定袋を使わない場合)		1回の搬入量10kgまでごと60円 (10kg未満の端数は10kgとする)																																																																																																
種類	処理区分	取扱区分・手数料																																																																																																
家庭系	収集・運搬・処分 (自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	品目別単価表による																																																																																																
事業系	処分																																																																																																	
特機 定器 家廃 庭棄 用物	収集・運搬 (自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	特定家庭用機器廃棄物品目別単価表による																																																																																																

(別紙)

豊栄市		小須戸町		横越町																																																																																																											
<p>・ ゴミ処理券使用…無料 ゴミ処理券配布枚数(1年間, 1世帯あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>配布枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>120枚</td> </tr> <tr> <td>2~3人</td> <td>150枚</td> </tr> <tr> <td>4~5人</td> <td>170枚</td> </tr> <tr> <td>6~7人</td> <td>190枚</td> </tr> <tr> <td>8人以上</td> <td>200枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>処理券を使い切った場合, 指定袋を購入 ・ 一般家庭 大1枚:120円, 小1枚:60円 ・ 事業者 大1枚:160円, 小1枚:60円 (事業者は, 自治会の承諾を得て有料袋でステーションに出す。)</p>		世帯人数	配布枚数	1人	120枚	2~3人	150枚	4~5人	170枚	6~7人	190枚	8人以上	200枚	<p>※白根地域広域事務組合(白根・小須戸・味方・月潟・中之口)で協同処理する。</p> <p>別紙 1 ゴミ処理手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処理区分</th> <th>取扱区分・手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">家庭系</td> <td rowspan="4">燃えるごみ用</td> <td>指定袋 大(50L)1枚につき40円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 中(30L)1枚につき30円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 小(15L)1枚につき20円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 極小(10L)1枚につき10円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃えないごみ用</td> <td>ガラス 指定袋 中(30L)1枚につき20円</td> </tr> <tr> <td>陶磁器類 指定袋 小(20L)1枚につき10円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業系</td> <td rowspan="2">燃えるごみ用</td> <td>指定袋 大(60L)1枚につき130円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 中(30L)1枚につき80円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃えないごみ用</td> <td>ガラス 指定袋 大(60L)1枚につき130円</td> </tr> <tr> <td>陶磁器類 指定袋 中(30L)1枚につき80円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処分(自らが指定袋を使わず直接処理施設に搬入する場合)</td> <td>1回の搬入量10kgまでごと60円(10kg未満の端数は10kgとする)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙 2 粗大ゴミ処理手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処理区分</th> <th>取扱区分・手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭系</td> <td>収集・運搬・処分(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)</td> <td rowspan="2">品目別単価表による</td> </tr> <tr> <td>事業系</td> <td>処分</td> </tr> <tr> <td>特機定器家廃庭棄用物</td> <td>収集・運搬(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)</td> <td>特定家庭用機器廃棄物品目別単価表による</td> </tr> </tbody> </table>		種類	処理区分	取扱区分・手数料	家庭系	燃えるごみ用	指定袋 大(50L)1枚につき40円	指定袋 中(30L)1枚につき30円	指定袋 小(15L)1枚につき20円	指定袋 極小(10L)1枚につき10円	燃えないごみ用	ガラス 指定袋 中(30L)1枚につき20円	陶磁器類 指定袋 小(20L)1枚につき10円	事業系	燃えるごみ用	指定袋 大(60L)1枚につき130円	指定袋 中(30L)1枚につき80円	燃えないごみ用	ガラス 指定袋 大(60L)1枚につき130円	陶磁器類 指定袋 中(30L)1枚につき80円	処分(自らが指定袋を使わず直接処理施設に搬入する場合)		1回の搬入量10kgまでごと60円(10kg未満の端数は10kgとする)	種類	処理区分	取扱区分・手数料	家庭系	収集・運搬・処分(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	品目別単価表による	事業系	処分	特機定器家廃庭棄用物	収集・運搬(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	特定家庭用機器廃棄物品目別単価表による	<p>※白根地域広域事務組合(白根・小須戸・味方・月潟・中之口)で協同処理する。</p> <p>別紙 1 ゴミ処理手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処理区分</th> <th>取扱区分・手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">家庭系</td> <td rowspan="4">燃えるごみ用</td> <td>指定袋 大(50L)1枚につき40円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 中(30L)1枚につき30円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 小(15L)1枚につき20円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 極小(10L)1枚につき10円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃えないごみ用</td> <td>ガラス 指定袋 中(30L)1枚につき20円</td> </tr> <tr> <td>陶磁器類 指定袋 小(20L)1枚につき10円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業系</td> <td rowspan="2">燃えるごみ用</td> <td>指定袋 大(60L)1枚につき130円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 中(30L)1枚につき80円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃えないごみ用</td> <td>ガラス 指定袋 大(60L)1枚につき130円</td> </tr> <tr> <td>陶磁器類 指定袋 中(30L)1枚につき80円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処分(自らが指定袋を使わず直接処理施設に搬入する場合)</td> <td>1回の搬入量10kgまでごと60円(10kg未満の端数は10kgとする)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙 2 粗大ゴミ処理手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処理区分</th> <th>取扱区分・手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭系</td> <td>収集・運搬・処分(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)</td> <td rowspan="2">品目別単価表による</td> </tr> <tr> <td>事業系</td> <td>処分</td> </tr> <tr> <td>特機定器家廃庭棄用物</td> <td>収集・運搬(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)</td> <td>特定家庭用機器廃棄物品目別単価表による</td> </tr> </tbody> </table>		種類	処理区分	取扱区分・手数料	家庭系	燃えるごみ用	指定袋 大(50L)1枚につき40円	指定袋 中(30L)1枚につき30円	指定袋 小(15L)1枚につき20円	指定袋 極小(10L)1枚につき10円	燃えないごみ用	ガラス 指定袋 中(30L)1枚につき20円	陶磁器類 指定袋 小(20L)1枚につき10円	事業系	燃えるごみ用	指定袋 大(60L)1枚につき130円	指定袋 中(30L)1枚につき80円	燃えないごみ用	ガラス 指定袋 大(60L)1枚につき130円	陶磁器類 指定袋 中(30L)1枚につき80円	処分(自らが指定袋を使わず直接処理施設に搬入する場合)		1回の搬入量10kgまでごと60円(10kg未満の端数は10kgとする)	種類	処理区分	取扱区分・手数料	家庭系	収集・運搬・処分(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	品目別単価表による	事業系	処分	特機定器家廃庭棄用物	収集・運搬(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	特定家庭用機器廃棄物品目別単価表による																												
世帯人数	配布枚数																																																																																																														
1人	120枚																																																																																																														
2~3人	150枚																																																																																																														
4~5人	170枚																																																																																																														
6~7人	190枚																																																																																																														
8人以上	200枚																																																																																																														
種類	処理区分	取扱区分・手数料																																																																																																													
家庭系	燃えるごみ用	指定袋 大(50L)1枚につき40円																																																																																																													
		指定袋 中(30L)1枚につき30円																																																																																																													
		指定袋 小(15L)1枚につき20円																																																																																																													
		指定袋 極小(10L)1枚につき10円																																																																																																													
	燃えないごみ用	ガラス 指定袋 中(30L)1枚につき20円																																																																																																													
		陶磁器類 指定袋 小(20L)1枚につき10円																																																																																																													
事業系	燃えるごみ用	指定袋 大(60L)1枚につき130円																																																																																																													
		指定袋 中(30L)1枚につき80円																																																																																																													
	燃えないごみ用	ガラス 指定袋 大(60L)1枚につき130円																																																																																																													
		陶磁器類 指定袋 中(30L)1枚につき80円																																																																																																													
処分(自らが指定袋を使わず直接処理施設に搬入する場合)		1回の搬入量10kgまでごと60円(10kg未満の端数は10kgとする)																																																																																																													
種類	処理区分	取扱区分・手数料																																																																																																													
家庭系	収集・運搬・処分(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	品目別単価表による																																																																																																													
事業系	処分																																																																																																														
特機定器家廃庭棄用物	収集・運搬(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	特定家庭用機器廃棄物品目別単価表による																																																																																																													
種類	処理区分	取扱区分・手数料																																																																																																													
家庭系	燃えるごみ用	指定袋 大(50L)1枚につき40円																																																																																																													
		指定袋 中(30L)1枚につき30円																																																																																																													
		指定袋 小(15L)1枚につき20円																																																																																																													
		指定袋 極小(10L)1枚につき10円																																																																																																													
	燃えないごみ用	ガラス 指定袋 中(30L)1枚につき20円																																																																																																													
		陶磁器類 指定袋 小(20L)1枚につき10円																																																																																																													
事業系	燃えるごみ用	指定袋 大(60L)1枚につき130円																																																																																																													
		指定袋 中(30L)1枚につき80円																																																																																																													
	燃えないごみ用	ガラス 指定袋 大(60L)1枚につき130円																																																																																																													
		陶磁器類 指定袋 中(30L)1枚につき80円																																																																																																													
処分(自らが指定袋を使わず直接処理施設に搬入する場合)		1回の搬入量10kgまでごと60円(10kg未満の端数は10kgとする)																																																																																																													
種類	処理区分	取扱区分・手数料																																																																																																													
家庭系	収集・運搬・処分(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	品目別単価表による																																																																																																													
事業系	処分																																																																																																														
特機定器家廃庭棄用物	収集・運搬(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	特定家庭用機器廃棄物品目別単価表による																																																																																																													
<p>表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理区分</th> <th>手数料</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普通ごみ(収集・運搬)指定袋を使う場合</td> <td>指定袋 大1枚につき30円</td> <td>容量 30リットル</td> </tr> <tr> <td>指定袋 小1枚につき20円</td> <td>容量 15リットル</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ(収集・運搬)指定シールを使う場合</td> <td>指定シール1枚につき500円</td> <td>縦, 横, 高さのいずれかの長さが50cmを超えるものまたは10kgを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>処理施設へ直接搬入</td> <td>指定袋及び指定シールは不要</td> <td>処理手数料は表2のとおり</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">家庭系</th> <th colspan="2">事業系</th> </tr> <tr> <th>重量</th> <th>料金</th> <th>重量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1,000kg未満</td> <td rowspan="4">無料</td> <td>30kg未満</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>30kg以上 100kg未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>100kg以上 300kg未満</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>300kg以上 500kg未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>500kg以上 1,000kg未満</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>以後500kg増す毎に</td> <td>500円</td> <td>以後500kg増す毎に</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>		処理区分	手数料	説明	普通ごみ(収集・運搬)指定袋を使う場合	指定袋 大1枚につき30円	容量 30リットル	指定袋 小1枚につき20円	容量 15リットル	粗大ごみ(収集・運搬)指定シールを使う場合	指定シール1枚につき500円	縦, 横, 高さのいずれかの長さが50cmを超えるものまたは10kgを超えるもの	処理施設へ直接搬入	指定袋及び指定シールは不要	処理手数料は表2のとおり	家庭系		事業系		重量	料金	重量	料金	1,000kg未満	無料	30kg未満	無料	30kg以上 100kg未満	100円	100kg以上 300kg未満	300円	300kg以上 500kg未満	500円	500kg以上 1,000kg未満	1,000円	1,000円	500円	以後500kg増す毎に	500円	以後500kg増す毎に	500円	<p>※白根地域広域事務組合(白根・小須戸・味方・月潟・中之口)で協同処理する。</p> <p>別紙 1 ゴミ処理手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処理区分</th> <th>取扱区分・手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">家庭系</td> <td rowspan="4">燃えるごみ用</td> <td>指定袋 大(50L)1枚につき40円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 中(30L)1枚につき30円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 小(15L)1枚につき20円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 極小(10L)1枚につき10円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃えないごみ用</td> <td>ガラス 指定袋 中(30L)1枚につき20円</td> </tr> <tr> <td>陶磁器類 指定袋 小(20L)1枚につき10円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業系</td> <td rowspan="2">燃えるごみ用</td> <td>指定袋 大(60L)1枚につき130円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 中(30L)1枚につき80円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃えないごみ用</td> <td>ガラス 指定袋 大(60L)1枚につき130円</td> </tr> <tr> <td>陶磁器類 指定袋 中(30L)1枚につき80円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処分(自らが指定袋を使わず直接処理施設に搬入する場合)</td> <td>1回の搬入量10kgまでごと60円(10kg未満の端数は10kgとする)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙 2 粗大ゴミ処理手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処理区分</th> <th>取扱区分・手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭系</td> <td>収集・運搬・処分(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)</td> <td rowspan="2">品目別単価表による</td> </tr> <tr> <td>事業系</td> <td>処分</td> </tr> <tr> <td>特機定器家廃庭棄用物</td> <td>収集・運搬(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)</td> <td>特定家庭用機器廃棄物品目別単価表による</td> </tr> </tbody> </table>		種類	処理区分	取扱区分・手数料	家庭系	燃えるごみ用	指定袋 大(50L)1枚につき40円	指定袋 中(30L)1枚につき30円	指定袋 小(15L)1枚につき20円	指定袋 極小(10L)1枚につき10円	燃えないごみ用	ガラス 指定袋 中(30L)1枚につき20円	陶磁器類 指定袋 小(20L)1枚につき10円	事業系	燃えるごみ用	指定袋 大(60L)1枚につき130円	指定袋 中(30L)1枚につき80円	燃えないごみ用	ガラス 指定袋 大(60L)1枚につき130円	陶磁器類 指定袋 中(30L)1枚につき80円	処分(自らが指定袋を使わず直接処理施設に搬入する場合)		1回の搬入量10kgまでごと60円(10kg未満の端数は10kgとする)	種類	処理区分	取扱区分・手数料	家庭系	収集・運搬・処分(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	品目別単価表による	事業系	処分	特機定器家廃庭棄用物	収集・運搬(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	特定家庭用機器廃棄物品目別単価表による	<p>※白根地域広域事務組合(白根・小須戸・味方・月潟・中之口)で協同処理する。</p> <p>別紙 1 ゴミ処理手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処理区分</th> <th>取扱区分・手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">家庭系</td> <td rowspan="4">燃えるごみ用</td> <td>指定袋 大(50L)1枚につき40円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 中(30L)1枚につき30円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 小(15L)1枚につき20円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 極小(10L)1枚につき10円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃えないごみ用</td> <td>ガラス 指定袋 中(30L)1枚につき20円</td> </tr> <tr> <td>陶磁器類 指定袋 小(20L)1枚につき10円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業系</td> <td rowspan="2">燃えるごみ用</td> <td>指定袋 大(60L)1枚につき130円</td> </tr> <tr> <td>指定袋 中(30L)1枚につき80円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃えないごみ用</td> <td>ガラス 指定袋 大(60L)1枚につき130円</td> </tr> <tr> <td>陶磁器類 指定袋 中(30L)1枚につき80円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処分(自らが指定袋を使わず直接処理施設に搬入する場合)</td> <td>1回の搬入量10kgまでごと60円(10kg未満の端数は10kgとする)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙 2 粗大ゴミ処理手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処理区分</th> <th>取扱区分・手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭系</td> <td>収集・運搬・処分(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)</td> <td rowspan="2">品目別単価表による</td> </tr> <tr> <td>事業系</td> <td>処分</td> </tr> <tr> <td>特機定器家廃庭棄用物</td> <td>収集・運搬(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)</td> <td>特定家庭用機器廃棄物品目別単価表による</td> </tr> </tbody> </table>		種類	処理区分	取扱区分・手数料	家庭系	燃えるごみ用	指定袋 大(50L)1枚につき40円	指定袋 中(30L)1枚につき30円	指定袋 小(15L)1枚につき20円	指定袋 極小(10L)1枚につき10円	燃えないごみ用	ガラス 指定袋 中(30L)1枚につき20円	陶磁器類 指定袋 小(20L)1枚につき10円	事業系	燃えるごみ用	指定袋 大(60L)1枚につき130円	指定袋 中(30L)1枚につき80円	燃えないごみ用	ガラス 指定袋 大(60L)1枚につき130円	陶磁器類 指定袋 中(30L)1枚につき80円	処分(自らが指定袋を使わず直接処理施設に搬入する場合)		1回の搬入量10kgまでごと60円(10kg未満の端数は10kgとする)	種類	処理区分	取扱区分・手数料	家庭系	収集・運搬・処分(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	品目別単価表による	事業系	処分	特機定器家廃庭棄用物	収集・運搬(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	特定家庭用機器廃棄物品目別単価表による
処理区分	手数料	説明																																																																																																													
普通ごみ(収集・運搬)指定袋を使う場合	指定袋 大1枚につき30円	容量 30リットル																																																																																																													
	指定袋 小1枚につき20円	容量 15リットル																																																																																																													
粗大ごみ(収集・運搬)指定シールを使う場合	指定シール1枚につき500円	縦, 横, 高さのいずれかの長さが50cmを超えるものまたは10kgを超えるもの																																																																																																													
処理施設へ直接搬入	指定袋及び指定シールは不要	処理手数料は表2のとおり																																																																																																													
家庭系		事業系																																																																																																													
重量	料金	重量	料金																																																																																																												
1,000kg未満	無料	30kg未満	無料																																																																																																												
		30kg以上 100kg未満	100円																																																																																																												
		100kg以上 300kg未満	300円																																																																																																												
		300kg以上 500kg未満	500円																																																																																																												
500kg以上 1,000kg未満	1,000円	1,000円	500円																																																																																																												
以後500kg増す毎に	500円	以後500kg増す毎に	500円																																																																																																												
種類	処理区分	取扱区分・手数料																																																																																																													
家庭系	燃えるごみ用	指定袋 大(50L)1枚につき40円																																																																																																													
		指定袋 中(30L)1枚につき30円																																																																																																													
		指定袋 小(15L)1枚につき20円																																																																																																													
		指定袋 極小(10L)1枚につき10円																																																																																																													
	燃えないごみ用	ガラス 指定袋 中(30L)1枚につき20円																																																																																																													
		陶磁器類 指定袋 小(20L)1枚につき10円																																																																																																													
事業系	燃えるごみ用	指定袋 大(60L)1枚につき130円																																																																																																													
		指定袋 中(30L)1枚につき80円																																																																																																													
	燃えないごみ用	ガラス 指定袋 大(60L)1枚につき130円																																																																																																													
		陶磁器類 指定袋 中(30L)1枚につき80円																																																																																																													
処分(自らが指定袋を使わず直接処理施設に搬入する場合)		1回の搬入量10kgまでごと60円(10kg未満の端数は10kgとする)																																																																																																													
種類	処理区分	取扱区分・手数料																																																																																																													
家庭系	収集・運搬・処分(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	品目別単価表による																																																																																																													
事業系	処分																																																																																																														
特機定器家廃庭棄用物	収集・運搬(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	特定家庭用機器廃棄物品目別単価表による																																																																																																													
種類	処理区分	取扱区分・手数料																																																																																																													
家庭系	燃えるごみ用	指定袋 大(50L)1枚につき40円																																																																																																													
		指定袋 中(30L)1枚につき30円																																																																																																													
		指定袋 小(15L)1枚につき20円																																																																																																													
		指定袋 極小(10L)1枚につき10円																																																																																																													
	燃えないごみ用	ガラス 指定袋 中(30L)1枚につき20円																																																																																																													
		陶磁器類 指定袋 小(20L)1枚につき10円																																																																																																													
事業系	燃えるごみ用	指定袋 大(60L)1枚につき130円																																																																																																													
		指定袋 中(30L)1枚につき80円																																																																																																													
	燃えないごみ用	ガラス 指定袋 大(60L)1枚につき130円																																																																																																													
		陶磁器類 指定袋 中(30L)1枚につき80円																																																																																																													
処分(自らが指定袋を使わず直接処理施設に搬入する場合)		1回の搬入量10kgまでごと60円(10kg未満の端数は10kgとする)																																																																																																													
種類	処理区分	取扱区分・手数料																																																																																																													
家庭系	収集・運搬・処分(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	品目別単価表による																																																																																																													
事業系	処分																																																																																																														
特機定器家廃庭棄用物	収集・運搬(自らが直接処理施設に搬入する場合を含む)	特定家庭用機器廃棄物品目別単価表による																																																																																																													

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 出店許可証交付手数料

新潟市	新津市	白根市
<p>出店許可証交付手数料</p> <p>定期露店出店許可証交付手数料 1通 300円 定期露店出店許可証再交付手数料 1通 300円</p> <p>臨時露店出店許可証交付手数料 制度なし 臨時露店出店許可証再交付手数料 制度なし</p> <p>祭礼縁日臨時露店出店許可証交付手数料 制度なし 祭礼縁日臨時露店出店許可証再交付手数料 制度なし</p>	<p>出店許可証交付手数料</p> <p>定期露店出店許可証交付手数料 新潟市と同じ 定期露店出店許可証再交付手数料 制度なし</p> <p>臨時露店出店許可証交付手数料 } 臨時露店出店許可証再交付手数料 } 新潟市と同じ</p> <p>祭礼縁日臨時露店出店許可証交付手数料 祭礼縁日臨時露店出店許可証再交付手数料</p>	<p>出店許可証交付手数料</p> <p>定期露店出店許可証交付手数料 新潟市と同じ 定期露店出店許可証再交付手数料 制度なし</p> <p>臨時露店出店許可証交付手数料 } 臨時露店出店許可証再交付手数料 } 新潟市と同じ</p> <p>祭礼縁日臨時露店出店許可証交付手数料 1通 150円 祭礼縁日臨時露店出店許可証再交付手数料 新潟市と同じ</p>
亀田町	西川町	味方村
<p>出店許可手数料</p> <p>定期露店出店許可証交付手数料 新潟市と同じ 定期露店出店許可証再交付手数料 制度なし</p> <p>臨時露店出店許可証交付手数料 1通 300円 臨時露店出店許可証再交付手数料 } 祭礼縁日臨時露店出店許可証交付手数料 } 新潟市と同じ 祭礼縁日臨時露店出店許可証再交付手数料 }</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 出店許可証交付手数料

豊栄市	小須戸町	横越町
<p>出店許可手数料</p> <p>定期露店出店許可証交付手数料 1通 400円 定期露店出店許可証再交付手数料 制度なし</p> <p>臨時露店出店許可証交付手数料 } 臨時露店出店許可証再交付手数料 } 新潟市と同じ</p> <p>祭礼縁日臨時露店出店許可証交付手数料 祭礼縁日臨時露店出店許可証再交付手数料</p>	<p>出店許可証交付手数料</p> <p>定期露店出店許可証交付手数料 } 新潟市と同じ 定期露店出店許可証再交付手数料 }</p> <p>臨時露店出店許可証交付手数料 1通 300円 臨時露店出店許可証再交付手数料 1通 300円</p> <p>祭礼縁日臨時露店出店許可証交付手数料 } 新潟市と同じ 祭礼縁日臨時露店出店許可証再交付手数料 }</p>	<p>制度なし</p>
潟東村	月潟村	中之口村
<p>制度なし</p>	<p>出店許可証交付手数料</p> <p>定期露店市場使用許可証交付手数料 1通 300円 定期露店市場使用許可証再交付手数料 1通 300円</p> <p>臨時露店市場使用許可証交付手数料 1通 300円 臨時露店市場使用許可証再交付手数料 1通 300円</p> <p>祭礼縁日臨時露店出店許可証交付手数料 1通 300円 祭礼縁日臨時露店出店許可証再交付手数料 1通 300円</p>	<p>制度なし</p>

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 農地関係手数料

新潟市	新津市	白根市
<p>1 農地関係手数料</p> <p>(1) 農地に関する証明書交付手数料 1通につき 300円 ・ 筆数にかかわらず申請1件につき 300円を徴収</p> <p>① 農用地に関する証明 ② 農業経営基盤強化促進法に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明 ・ 譲渡所得の特別控除に係る土地等についての証明 ・ 買換え(交換)の場合の譲渡所得の課税の特例に係る土地等の買換え(交換)についての証明 ・ 登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明 ・ 不動産取得税の課税標準の特例措置に係る土地についての証明</p> <p>2 農業委員会証明書交付手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地に関する証明書交付手数料 (農業経営証明書を含む) 1通につき 300円 農地に関する確認書交付手数料 1通につき 400円 <p>3 農業経営基盤強化促進法による農地の所有権移転登記嘱託手数料 無 料</p>	<p>1 農地関係手数料</p> <p>(1) 農地に関する証明書交付手数料 1通につき 300円 ・ 筆数にかかわらず申請1件につき 300円を徴収</p> <p>証明書の種類は新潟市と同じ</p> <p>2 農業委員会証明書交付手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地に関する証明書交付手数料 (農業経営証明書を含む) 1通につき 300円 農地に関する確認書交付手数料 1通につき 500円 <p>3 農業経営基盤強化促進法による農地の所有権移転登記嘱託手数料 無 料</p>	<p>1 農地関係手数料</p> <p>(1) 農地に関する証明書交付手数料 1通につき 300円 ・ 筆数にかかわらず申請1件につき 300円を徴収</p> <p>証明書の種類は新潟市と同じ</p> <p>2 農業委員会証明書交付手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地に関する証明書交付手数料 (農業経営証明書を含む) 1通につき 300円 農地転用事実確認書交付手数料 (農地法の適用を受けない事実確認書は 300円) 無 料 <p>3 農業経営基盤強化促進法による農地の所有権移転登記嘱託手数料 無 料</p>
亀田町	西川町	味方村
<p>1 農地関係手数料</p> <p>(1) 農地に関する証明手数料 1通につき 300円 ・ 筆数にかかわらず申請1件につき 300円を徴収</p> <p>証明書の種類は新潟市と同じ</p> <p>2 農業委員会証明書交付手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地に関する証明書交付手数料 (農業経営証明書を含む) 1通につき 300円 農地に関する確認書交付手数料 無 料 <p>3 農業経営基盤強化促進法による農地の所有権移転登記嘱託手数料 1件につき2,000円</p>	<p>1 農地関係手数料</p> <p>(1) 農地に関する証明手数料 1通につき 300円 ・ 筆数にかかわらず申請1件につき 300円を徴収</p> <p>証明書の種類は新潟市と同じ</p> <p>2 農業委員会証明書交付手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地に関する証明書交付手数料 (農業経営証明書も無料) 無 料 農地に関する確認書交付手数料 無 料 <p>3 農業経営基盤強化促進法による農地の所有権移転登記嘱託手数料 1件につき3,000円</p>	<p>1 農地関係手数料</p> <p>(1) 農地に関する証明手数料 1通につき 300円 ・ 筆数にかかわらず申請1件につき 300円を徴収</p> <p>証明書の種類は新潟市と同じ</p> <p>2 農業委員会証明書交付手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地に関する証明書交付手数料 (農業経営証明書は無料) 1通につき 300円 農地に関する確認書交付手数料 無 料 <p>3 農業経営基盤強化促進法による農地の所有権移転登記嘱託手数料 無 料</p>

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 農地関係手数料

豊栄市	小須戸町	横越町
<p>1 農地関係手数料</p> <p>(1) 農地に関する証明書交付手数料 1通につき 300円 ・ 筆数にかかわらず申請1件につき 300円を徴収</p> <p>証明書の種類は新潟市と同じ</p> <p>2 農業委員会証明書交付手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地に関する証明書交付手数料 (農業経営証明書を含む) 1通につき 300円 (農地法及び基盤法申請時の添付資料として提出する場合は無料) 農地に関する確認書交付手数料 1通につき 400円 <p>3 農業経営基盤強化促進法による農地の所有権移転登記嘱託手数料 5,000円</p>	<p>1 農地関係手数料</p> <p>(1) 農地に関する証明書交付手数料 無料</p> <p>証明書の種類は新潟市と同じ</p> <p>2 農業委員会証明書交付手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地に関する証明書交付手数料 (農業経営証明書も無料) 無料 農地に関する確認書交付手数料 無料 <p>3 農業経営基盤強化促進法による農地の所有権移転登記嘱託手数料 無料</p>	<p>1 農地関係手数料</p> <p>(1) 農地に関する証明手数料 1通につき 300円 ・ 筆数にかかわらず申請1件につき 300円を徴収</p> <p>証明書の種類は新潟市と同じ</p> <p>2 農業委員会証明書交付手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地に関する証明書交付手数料 (農業経営証明書を含む) 1通につき 300円 農地に関する確認書交付手数料 無料 <p>3 農業経営基盤強化促進法による農地の所有権移転登記嘱託手数料 無料</p>
潟東村	月潟村	中之口村
<p>1 農地関係手数料</p> <p>(1) 農地に関する証明手数料 1通につき 300円 ただし、30筆までを1件とし、以上1筆増すごとに40円を加算する。 ただし、800円を超えるときは800円とする。</p> <p>証明書の種類は新潟市と同じ</p> <p>2 農業委員会証明書交付手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地に関する証明書交付手数料 (農業経営証明書は無料) 1通につき 300円 農地に関する確認書交付手数料 無料 <p>3 農業経営基盤強化促進法による農地の所有権移転登記嘱託手数料 無料</p>	<p>1 農地関係手数料</p> <p>(1) 農地に関する証明手数料 1通につき 300円 ・ 筆数にかかわらず申請1件につき 300円を徴収</p> <p>証明書の種類は新潟市と同じ</p> <p>2 農業委員会証明書交付手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地に関する証明書交付手数料 (農業経営証明書は無料) 1通につき 300円 農地に関する確認書交付手数料 無料 <p>3 農業経営基盤強化促進法による農地の所有権移転登記嘱託手数料 無料</p>	<p>1 農地関係手数料</p> <p>(1) 農地に関する証明手数料 1通につき 300円 ・ 筆数にかかわらず申請1件につき 300円を徴収</p> <p>証明書の種類は新潟市と同じ</p> <p>2 農業委員会証明書交付手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地に関する証明書交付手数料 (農業経営証明書を含む) 1通につき 300円 農地に関する確認書交付手数料 無料 <p>3 農業経営基盤強化促進法による農地の所有権移転登記嘱託手数料 無料</p>

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 斎場使用料

新潟市				新津市				白根市						
1 斎場・火葬場 ・青山斎場 2 斎場使用料金 (H14. 4. 1現在)				1 斎場・火葬場 ・新津市斎場 2 斎場使用料金 (H14. 4. 1現在)				1 斎場・火葬場 ・白根地域広域事務組合火葬場 2 火葬場使用料金 (H14. 4. 1現在)						
区分		使用料金(円)		区分		使用料金(円)		区分		使用料金(円)				
		市内居住者	市外居住者			住民	住民外			管内住民	その他			
火葬場	12歳以上の者の死体	無料	28,000	火葬場	12歳以上の者の死体	無料	10,000	火葬場	14歳以上の者 (1体につき)	5,000	10,000			
	12歳未満の者の死体	無料	14,000		12歳未満の者の死体	無料	8,000		14歳未満の者 (1体につき)	3,000	8,000			
	死産児の死体	無料	9,300		死産児の死胎	無料	3,000		6歳未満の者 (1体につき)	2,000	4,000			
	死体の組織及び臓器	2,500	5,000		産汚物その他	無料	1,000		死胎 (1体につき)	1,500	3,000			
式場	通夜	16,500	28,000	式場	和室、洋室 (1回4時間、超過1時間ごとに、 1,000円加算)	5,000	10,000		伝染病汚染物 (1包み又は1箱につき)	1,500	3,000			
	告別式	16,500	28,000		式場	無し	胎盤 (1包みにつき)		1,000	2,000				
	通夜から告別式	33,000	56,000						身体部分及び臓器 (1包みにつき)	1,000	2,000			
								※ 白根地域広域事務組合(関係市町村:白根市、小須戸町、味方村、月潟村、中之口村)で共同処理する。						
亀田町				西川町				味方村						
1 斎場・火葬場 ・亀田町斎場 2 斎場使用料金 (H14. 4. 1現在)				1 斎場・火葬場 ・巻町外三ヶ町村衛生組合斎場 妙有院 2 斎場使用料金 (H14. 4. 1現在)				1 斎場・火葬場 ・白根地域広域事務組合火葬場 2 火葬場使用料金 (H14. 4. 1現在)						
区分		使用料金(円)		種類	区分	単位	使用料金(円)		区分		使用料金(円)			
		住民	住民外				管内	管外			管内住民	その他		
火葬場	12歳以上の者の死体	無料	30,000	火葬	14歳以上	1体	5,000	10,000	火葬場	14歳以上の者 (1体につき)	5,000	10,000		
	12歳未満の者の死体	無料	15,000		14歳未満	〃	3,500	7,000		14歳未満の者 (1体につき)	3,000	8,000		
	死産児の死体	無料	7,500		死胎	〃	3,000	6,000		6歳未満の者 (1体につき)	2,000	4,000		
	死体の組織及び臓器	無料	5,000	休憩室	特別使用料に限り2時間以上	1,500	3,000	死胎 (1体につき)		1,500	3,000			
式場	無し									伝染病汚染物 (1包み又は1箱につき)	1,500	3,000		
				種類	区分	単位	手数料金(円)					胎盤 (1包みにつき)	1,000	2,000
								管内		管外			身体部分及び臓器 (1包みにつき)	1,000
				汚物	人体の一部、寝具等	1個	1,500	3,000			式場	無し		
								※ 白根地域広域事務組合(関係市町村:白根市、小須戸町、味方村、月潟村、中之口村)で共同処理する。						
				※ 巻町外三ヶ町村衛生組合(関係市町村:巻町、岩室村、湯東村、西川町)で共同処理する。										

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 斎場使用料

豊栄市					小須戸町					横越町				
1 斎場・火葬場 ・阿賀北葬斎場(一部事務組合) 2 斎場使用料金 (H14. 4. 1現在)					1 斎場・火葬場 ・白根地域広域事務組合火葬場 2 火葬場使用料金 (H14. 4. 1現在)					制度なし				
区分		使用料金(円)			区分		使用料金(円)			区分		使用料金(円)		
		市民		組合外			管内住民		その他					
火葬場	12歳以上の者の死体	5,000		30,000	火葬場	14歳以上の者 (1体につき)	5,000		10,000	火葬場	14歳以上の者 (1体につき)	5,000		10,000
	12歳未満の者の死体	4,000		24,000		14歳未満の者 (1体につき)	3,000		8,000		14歳未満の者 (1体につき)	3,000		8,000
	死産児の死体	1,500		9,000		6歳未満の者 (1体につき)	2,000		4,000		6歳未満の者 (1体につき)	2,000		4,000
	死体の組織及び臓器	1,500		3,000		死胎 (1体につき)	1,500		3,000		死胎 (1体につき)	1,500		3,000
式場		無し			式場		無し			式場		無し		
					※ 白根地域広域事務組合(関係市町村:白根市、小須戸町、味方村、月湯村、中之口村)で共同処理する。									
湯東村					月湯村					中之口村				
1 斎場・火葬場 ・巻町外三ヶ町村衛生組合斎場 妙有院 2 斎場使用料金 (H14. 4. 1現在)					1 斎場・火葬場 ・白根地域広域事務組合火葬場 2 火葬場使用料金 (H14. 4. 1現在)					1 斎場・火葬場 ・白根地域広域事務組合火葬場 2 火葬場使用料金 (H14. 4. 1現在)				
種類		区分		単位	使用料金(円)			使用料金(円)		使用料金(円)				
					管内		管外	管内住民		その他	管内住民		その他	
火葬	14歳以上		1体	5,000		10,000		火葬場	14歳以上の者 (1体につき)		5,000		10,000	
	14歳未満		"	3,500		7,000			14歳未満の者 (1体につき)		3,000		8,000	
	死胎		"	3,000		6,000			6歳未満の者 (1体につき)		2,000		4,000	
休憩室	特別使用料に限り2時間以上			1,500		3,000		死胎 (1体につき)		1,500		3,000		
種類		区分		単位	手数料金(円)			手数料金(円)		手数料金(円)				
					管内		管外	管内住民		その他	管内住民		その他	
汚物	人体の一部、寝具等		1個	1,500		3,000		伝染病汚染物 (1包み又は1箱につき)		1,500		3,000		
					※ 白根地域広域事務組合(関係市町村:白根市、小須戸町、味方村、月湯村、中之口村)で共同処理する。					※ 白根地域広域事務組合(関係市町村:白根市、小須戸町、味方村、月湯村、中之口村)で共同処理する。				
※ 巻町外三ヶ町村衛生組合(関係町村:巻町、岩室村、湯東村、西川町)で共同処理する。														

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 老人福祉センター使用料

新潟市	新津市	白根市																															
<p>老人福祉センター使用料(黒埼荘)</p> <table border="1" data-bbox="252 388 1018 798"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 市内60歳以上の方 ・ 市内身体障害者手帳所持者, 療育手帳所持者及び, 精神障害者保健福祉手帳所持者 ・ 市内第1種身体障害者, 第1種知的障害者, 精神障害者障害等級1級の方1人につき, 1人の介助者</td> <td>無 料</td> </tr> <tr> <td>その他の方 (60歳未満の市民)</td> <td>大 人1人 250 円 小中学生1人 120 円</td> </tr> <tr> <td>市外の方</td> <td>大 人 1 人 450 円 小中学生1人 120 円</td> </tr> <tr> <td>個室(和室)</td> <td>1室 1,500 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	使用料	・ 市内60歳以上の方 ・ 市内身体障害者手帳所持者, 療育手帳所持者及び, 精神障害者保健福祉手帳所持者 ・ 市内第1種身体障害者, 第1種知的障害者, 精神障害者障害等級1級の方1人につき, 1人の介助者	無 料	その他の方 (60歳未満の市民)	大 人1人 250 円 小中学生1人 120 円	市外の方	大 人 1 人 450 円 小中学生1人 120 円	個室(和室)	1室 1,500 円	<p>老人福祉センター使用料(秋葉荘)</p> <table border="1" data-bbox="1110 378 1789 609"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60歳以上の市民及びその団体</td> <td>1 人 200円</td> </tr> <tr> <td>その他市長が必要と認める者</td> <td>市 民1人 400円 その他1人 500円</td> </tr> <tr> <td>個室(和室)</td> <td>1 室 1,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※次のいずれかに該当するときは, 使用料を減免することができる (1)公の扶助を受けている者が利用するとき (2)特別の事由により市長が必要と認めたとき</p>	区 分	使用料	60歳以上の市民及びその団体	1 人 200円	その他市長が必要と認める者	市 民1人 400円 その他1人 500円	個室(和室)	1 室 1,200円	<p>制度なし</p>													
区 分	使用料																																
・ 市内60歳以上の方 ・ 市内身体障害者手帳所持者, 療育手帳所持者及び, 精神障害者保健福祉手帳所持者 ・ 市内第1種身体障害者, 第1種知的障害者, 精神障害者障害等級1級の方1人につき, 1人の介助者	無 料																																
その他の方 (60歳未満の市民)	大 人1人 250 円 小中学生1人 120 円																																
市外の方	大 人 1 人 450 円 小中学生1人 120 円																																
個室(和室)	1室 1,500 円																																
区 分	使用料																																
60歳以上の市民及びその団体	1 人 200円																																
その他市長が必要と認める者	市 民1人 400円 その他1人 500円																																
個室(和室)	1 室 1,200円																																
<p>老人福祉センター使用料(福寿荘)</p> <table border="1" data-bbox="243 1228 1018 1522"> <thead> <tr> <th>利用者(室)</th> <th>区 分</th> <th>料金</th> <th>団体料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">老 人 (60歳以上)</td> <td>町内</td> <td>100 円</td> <td>80 円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>200 円</td> <td>150 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一 般</td> <td>小学生以上町内</td> <td>150 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小学生以上町外</td> <td>250 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">和 室</td> <td>鶴の間(1階)</td> <td>300 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>亀の間(1階)</td> <td>300 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>松の間(2階)</td> <td>1,000 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>竹の間(2階)</td> <td>500 円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 団体は, 10名以上とする。</p>	利用者(室)	区 分	料金	団体料金	老 人 (60歳以上)	町内	100 円	80 円	町外	200 円	150 円	一 般	小学生以上町内	150 円	—	小学生以上町外	250 円	—	和 室	鶴の間(1階)	300 円	—	亀の間(1階)	300 円	—	松の間(2階)	1,000 円	—	竹の間(2階)	500 円	—	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>
利用者(室)	区 分	料金	団体料金																														
老 人 (60歳以上)	町内	100 円	80 円																														
	町外	200 円	150 円																														
一 般	小学生以上町内	150 円	—																														
	小学生以上町外	250 円	—																														
和 室	鶴の間(1階)	300 円	—																														
	亀の間(1階)	300 円	—																														
	松の間(2階)	1,000 円	—																														
	竹の間(2階)	500 円	—																														

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 老人福祉センター使用料

豊栄市	小須戸町	横越町																																												
<p>1 老人福祉センター使用料 (1)使用者の範囲 おおむね60歳以上の者</p> <p>(2)使用料</p> <table border="1" data-bbox="261 443 988 703"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">浴室 1日当り</th> <th colspan="3">貸し切りの場合(半日)</th> </tr> <tr> <th>大広間</th> <th>あやめ</th> <th>けやき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内利用者</td> <td rowspan="2">100円</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>市外利用者</td> <td>8,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・半日とは、9時～13時、13時～16時30分をいう。 ・大広間の半分(片側)を貸し切りとして使用する場合は、その使用料は上記の半額。</p>		浴室 1日当り	貸し切りの場合(半日)			大広間	あやめ	けやき	市内利用者	100円	無料	無料	無料	市外利用者	8,000円	1,000円	1,000円	<p>老人福祉センター使用料</p> <p>(1)利用者の範囲 町内の60歳以上の者</p> <table border="1" data-bbox="1113 411 1780 926"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・町内60歳以上の方 ・小須戸町老人クラブ連盟及び各地区老人クラブが主催する会議 ・小須戸町社会福祉協議会に属する団体主催の会議</td> <td>無 料</td> </tr> <tr> <td>その他の者 (60歳未満の町民)</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>団 体 (10名以上)</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>町外の方</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>個 室</td> <td>2,000円加算</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	使用料	・町内60歳以上の方 ・小須戸町老人クラブ連盟及び各地区老人クラブが主催する会議 ・小須戸町社会福祉協議会に属する団体主催の会議	無 料	その他の者 (60歳未満の町民)	100円	団 体 (10名以上)	80円	町外の方	300円	個 室	2,000円加算	<p>老人福祉センター使用料(横雲荘)</p> <table border="1" data-bbox="1976 420 2694 779"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使 用 料</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内の方</td> <td>200円</td> <td>1人につき</td> </tr> <tr> <td>町外の方</td> <td>300円</td> <td>1人につき</td> </tr> <tr> <td>教養娯楽室 (10畳)使用</td> <td>2,000円</td> <td>1室につき</td> </tr> <tr> <td>集 会 室 (24畳)使用</td> <td>3,000円</td> <td>1室につき</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 和室使用者は和室使用料を加算する。 * 老人利用、一般利用の区別はない。</p>	区 分	使 用 料	備 考	町内の方	200円	1人につき	町外の方	300円	1人につき	教養娯楽室 (10畳)使用	2,000円	1室につき	集 会 室 (24畳)使用	3,000円	1室につき
			浴室 1日当り	貸し切りの場合(半日)																																										
	大広間	あやめ		けやき																																										
市内利用者	100円	無料	無料	無料																																										
市外利用者		8,000円	1,000円	1,000円																																										
区 分	使用料																																													
・町内60歳以上の方 ・小須戸町老人クラブ連盟及び各地区老人クラブが主催する会議 ・小須戸町社会福祉協議会に属する団体主催の会議	無 料																																													
その他の者 (60歳未満の町民)	100円																																													
団 体 (10名以上)	80円																																													
町外の方	300円																																													
個 室	2,000円加算																																													
区 分	使 用 料	備 考																																												
町内の方	200円	1人につき																																												
町外の方	300円	1人につき																																												
教養娯楽室 (10畳)使用	2,000円	1室につき																																												
集 会 室 (24畳)使用	3,000円	1室につき																																												
<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>	<p>中之口村</p>																																												
<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>	<p>老人福祉センター使用料(総合福祉センター)</p> <table border="1" data-bbox="1952 1255 2724 1686"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使 用 料</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村内60歳以上の方 及び小学生</td> <td>200円</td> <td>1人につき</td> </tr> <tr> <td>村内60歳未満の方</td> <td>300円</td> <td>1人につき</td> </tr> <tr> <td>村外の方</td> <td>400円</td> <td>1人につき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個 室</td> <td>10畳</td> <td>1,000円</td> <td>1室につき</td> </tr> <tr> <td>8畳</td> <td>800円</td> <td>1室につき</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 15名以上統率者いる団体1人50円割引 * 就学前の子供は無料</p>	区 分	使 用 料	備 考	村内60歳以上の方 及び小学生	200円	1人につき	村内60歳未満の方	300円	1人につき	村外の方	400円	1人につき	個 室	10畳	1,000円	1室につき	8畳	800円	1室につき																									
区 分	使 用 料	備 考																																												
村内60歳以上の方 及び小学生	200円	1人につき																																												
村内60歳未満の方	300円	1人につき																																												
村外の方	400円	1人につき																																												
個 室	10畳	1,000円	1室につき																																											
	8畳	800円	1室につき																																											

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 露店市場出店料(常置露店)

新潟市					新津市		白根市					
常置露店					常置露店		常置露店					
市場の名称	開設区域	開設日時	出店料の額 (間口 2m につき)		制度なし		制度なし					
			月額	臨時の出店者 (日額)								
本町市場	本町通5番町, 6番町	毎日 午前8時から 午後5時まで	1,000円	100円								
本町下市場	本町通12番町, 13番町	毎日 午前8時から 午後5時まで	1,000円	100円								
山の下市場	山の下町2.3.6.7. 9.10の各街区の 一部	毎日 午前8時から 午後5時まで	1,000円	100円								
常置露店					常置露店		常置露店					
制度なし					制度なし		制度なし					

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 露店市場出店料(常置露店)

豊栄市	小須戸町	横越町
常置露店 制度なし	常置露店 制度なし	常置露店 制度なし
渦東村	月潟村	中之口村
常置露店 制度なし	常設露店 制度なし	常置露店 制度なし

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 露店市場出店料(定期露店等)

豊栄市					小須戸町					横越町																						
定期露店					定期露店					定期露店																						
市場の名称	開設区域	開設日時	出店料の額 (間口 2m につき)		市場の名称	開設区域	開設日時	出店料の額 (間口 1.8m につき)		市場の名称	開設区域	開設日時	出店料の額 (間口 1.8m につき)																			
			月額	臨時の出店者 (日額)				月額	臨時の出店者 (日額)				月額	臨時の出店者 (日額)																		
葛塚市	常盤町	毎月1日、5日、10日、15日、20日、25日 (1月1日除く) 1月2日、 8月13日、 12月29日、 12月31日 午前 9時から 午後 4時まで	間口1.5mまで 550円 間口2m まで 700円 間口3m まで 1,100円 間口4m まで 1,400円	間口 2m まで 150 円 間口 3m まで 200 円 間口 4m まで 300 円	定期露店市場	小須戸児童遊園内	毎月3日、8日、13日、18日、23日、28日 午前 6 時から 午後 4 時まで	間口 1.8m に つき 620 円	120 円	制度なし																						
臨時露店					臨時露店					臨時露店																						
間口 2m まで 1 日 300 円 間口 4m まで 1 日 600 円					間口が 1. 8m につき 期間中 250 円					間口 2m まで 1 回 400 円 間口 4m まで 1 回 500 円																						
渦東村					月潟村					中之口村																						
制度なし					定期露店					制度なし																						
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>開設区域</th> <th>開設日時</th> <th colspan="2">出店料の額(日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">大字月潟 4.5.6 番地</td> <td rowspan="6">毎月 2 日、7 日 12 日、17 日、 22 日、27 日 午前 7 時から 午後 2 時まで</td> <td>間口 2.0m 未満 奥行 1.5m</td> <td>50 円</td> </tr> <tr> <td>間口 2.0m 以上 奥行 1.5m</td> <td>60 円</td> </tr> <tr> <td>間口 3.0m 以上 奥行 1.5m</td> <td>90 円</td> </tr> <tr> <td>間口 4.0m 以上 奥行 1.5m</td> <td>120 円</td> </tr> <tr> <td>間口 5.0m 以上 奥行 1.5m</td> <td>150 円</td> </tr> <tr> <td>間口 6.0m 以上 奥行 1.5m</td> <td>180 円</td> </tr> </tbody> </table>					開設区域	開設日時	出店料の額(日額)		大字月潟 4.5.6 番地	毎月 2 日、7 日 12 日、17 日、 22 日、27 日 午前 7 時から 午後 2 時まで	間口 2.0m 未満 奥行 1.5m	50 円	間口 2.0m 以上 奥行 1.5m	60 円	間口 3.0m 以上 奥行 1.5m	90 円	間口 4.0m 以上 奥行 1.5m	120 円	間口 5.0m 以上 奥行 1.5m	150 円	間口 6.0m 以上 奥行 1.5m	180 円					
開設区域	開設日時	出店料の額(日額)																														
大字月潟 4.5.6 番地	毎月 2 日、7 日 12 日、17 日、 22 日、27 日 午前 7 時から 午後 2 時まで	間口 2.0m 未満 奥行 1.5m	50 円																													
		間口 2.0m 以上 奥行 1.5m	60 円																													
		間口 3.0m 以上 奥行 1.5m	90 円																													
		間口 4.0m 以上 奥行 1.5m	120 円																													
		間口 5.0m 以上 奥行 1.5m	150 円																													
		間口 6.0m 以上 奥行 1.5m	180 円																													
					臨時露店																											
					<table border="1"> <tbody> <tr> <td>間口 2.0m 未満 奥行 1.5m</td> <td>1 日につき 100 円</td> </tr> <tr> <td>間口 4.0m 未満 奥行 1.5m</td> <td>1 日につき 200 円</td> </tr> <tr> <td>間口 4.0m 以上 奥行 1.5m</td> <td>1 日につき 300 円</td> </tr> </tbody> </table>					間口 2.0m 未満 奥行 1.5m	1 日につき 100 円	間口 4.0m 未満 奥行 1.5m	1 日につき 200 円	間口 4.0m 以上 奥行 1.5m	1 日につき 300 円																	
間口 2.0m 未満 奥行 1.5m	1 日につき 100 円																															
間口 4.0m 未満 奥行 1.5m	1 日につき 200 円																															
間口 4.0m 以上 奥行 1.5m	1 日につき 300 円																															
					大字上町、1 番町、2 番町、3 番町、7 番町 ・6 月第 4 土曜日 午後 4 時より午後 11 時まで(6/1 が日曜日のときは第 3 土曜日) ・6 月第 4 日曜日 午前 10 時より午後 10 時まで																											

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 公民館使用料

新潟市	新津市	白根市																																																																																																																																									
制度なし(公民館使用料は無料)	荻川地区公民館 (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前 9~12時</th> <th>午後 13~17時</th> <th>夜間 18~22時</th> <th>1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>会議室</td><td>500</td><td>800</td><td>1,000</td><td>2,300</td></tr> <tr><td>和室</td><td>1,000</td><td>1,500</td><td>2,000</td><td>4,500</td></tr> <tr><td>調理室</td><td>1,000</td><td>1,500</td><td>2,000</td><td>4,500</td></tr> <tr><td>第1研修室</td><td>500</td><td>800</td><td>1,000</td><td>2,300</td></tr> <tr><td>第2研修室</td><td>500</td><td>800</td><td>1,000</td><td>2,300</td></tr> <tr><td>第3研修室</td><td>500</td><td>800</td><td>1,000</td><td>2,300</td></tr> <tr><td>児童室</td><td>500</td><td>800</td><td>1,000</td><td>2,300</td></tr> <tr><td>陶芸室</td><td>500</td><td>800</td><td>1,000</td><td>2,300</td></tr> </tbody> </table>	区分	午前 9~12時	午後 13~17時	夜間 18~22時	1日	会議室	500	800	1,000	2,300	和室	1,000	1,500	2,000	4,500	調理室	1,000	1,500	2,000	4,500	第1研修室	500	800	1,000	2,300	第2研修室	500	800	1,000	2,300	第3研修室	500	800	1,000	2,300	児童室	500	800	1,000	2,300	陶芸室	500	800	1,000	2,300	制度なし(公民館使用料は無料)																																																																																												
区分	午前 9~12時	午後 13~17時	夜間 18~22時	1日																																																																																																																																							
会議室	500	800	1,000	2,300																																																																																																																																							
和室	1,000	1,500	2,000	4,500																																																																																																																																							
調理室	1,000	1,500	2,000	4,500																																																																																																																																							
第1研修室	500	800	1,000	2,300																																																																																																																																							
第2研修室	500	800	1,000	2,300																																																																																																																																							
第3研修室	500	800	1,000	2,300																																																																																																																																							
児童室	500	800	1,000	2,300																																																																																																																																							
陶芸室	500	800	1,000	2,300																																																																																																																																							
亀田町	西川町	味方村																																																																																																																																									
亀田町公民館 (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>1日</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>研修室101</td><td>500</td><td>500</td><td>1,000</td><td>800</td></tr> <tr><td>研修室102</td><td>300</td><td>300</td><td>600</td><td>500</td></tr> <tr><td>和室103</td><td>200</td><td>200</td><td>400</td><td>300</td></tr> <tr><td>会議室104</td><td>200</td><td>200</td><td>400</td><td>300</td></tr> <tr><td>会議室105 ※</td><td>150</td><td>150</td><td>300</td><td>200</td></tr> <tr><td>和室201</td><td>200</td><td>200</td><td>400</td><td>300</td></tr> <tr><td>和室202</td><td>200</td><td>200</td><td>400</td><td>300</td></tr> <tr><td>会議室301</td><td>600</td><td>600</td><td>1,200</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>視聴覚室302</td><td>500</td><td>500</td><td>1,000</td><td>800</td></tr> <tr><td>工芸室</td><td>500</td><td>500</td><td>1,000</td><td>800</td></tr> </tbody> </table> 亀田町公民館分室 (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>会議室101 ※</td><td>300</td><td>300</td><td>600</td></tr> <tr><td>和室102</td><td>200</td><td>200</td><td>400</td></tr> <tr><td>和室103 ※</td><td>200</td><td>200</td><td>400</td></tr> <tr><td>和室201</td><td>100</td><td>100</td><td>200</td></tr> <tr><td>会議室202</td><td>500</td><td>500</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>会議室 ※</td><td>500</td><td>500</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>和室 ※</td><td>300</td><td>300</td><td>600</td></tr> </tbody> </table> ※現在, 貸出不可	室名	午前	午後	1日	夜間	研修室101	500	500	1,000	800	研修室102	300	300	600	500	和室103	200	200	400	300	会議室104	200	200	400	300	会議室105 ※	150	150	300	200	和室201	200	200	400	300	和室202	200	200	400	300	会議室301	600	600	1,200	1,000	視聴覚室302	500	500	1,000	800	工芸室	500	500	1,000	800	室名	午前	午後	1日	会議室101 ※	300	300	600	和室102	200	200	400	和室103 ※	200	200	400	和室201	100	100	200	会議室202	500	500	1,000	会議室 ※	500	500	1,000	和室 ※	300	300	600	西川町公民館 (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>9:00~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> <th>9:00~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>講堂A</td><td>4,000</td><td>5,500</td><td>7,000</td><td>14,000</td></tr> <tr><td>講堂B</td><td>2,000</td><td>2,700</td><td>3,500</td><td>7,000</td></tr> <tr><td>会議室</td><td>1,000</td><td>1,200</td><td>1,500</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>視聴覚室</td><td>1,000</td><td>1,200</td><td>1,500</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>和室大広間A</td><td>1,700</td><td>2,300</td><td>2,800</td><td>5,000</td></tr> <tr><td>和室大広間B</td><td>1,300</td><td>1,800</td><td>2,300</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>調理実習室</td><td>2,000</td><td>3,200</td><td>4,000</td><td>8,000</td></tr> <tr><td>和室会議室</td><td>1,000</td><td>1,200</td><td>1,500</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>和室クラブ室</td><td>1,000</td><td>1,200</td><td>1,500</td><td>3,000</td></tr> </tbody> </table> 備考 1 町外の使用者の場合は, 5割増とする。 2 入場料, 会費又はこれらに類する料金を徴収する場合は, 10割増とする。	室名	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	9:00~21:30	講堂A	4,000	5,500	7,000	14,000	講堂B	2,000	2,700	3,500	7,000	会議室	1,000	1,200	1,500	3,000	視聴覚室	1,000	1,200	1,500	3,000	和室大広間A	1,700	2,300	2,800	5,000	和室大広間B	1,300	1,800	2,300	4,000	調理実習室	2,000	3,200	4,000	8,000	和室会議室	1,000	1,200	1,500	3,000	和室クラブ室	1,000	1,200	1,500	3,000	制度なし(公民館使用料は無料)
室名	午前	午後	1日	夜間																																																																																																																																							
研修室101	500	500	1,000	800																																																																																																																																							
研修室102	300	300	600	500																																																																																																																																							
和室103	200	200	400	300																																																																																																																																							
会議室104	200	200	400	300																																																																																																																																							
会議室105 ※	150	150	300	200																																																																																																																																							
和室201	200	200	400	300																																																																																																																																							
和室202	200	200	400	300																																																																																																																																							
会議室301	600	600	1,200	1,000																																																																																																																																							
視聴覚室302	500	500	1,000	800																																																																																																																																							
工芸室	500	500	1,000	800																																																																																																																																							
室名	午前	午後	1日																																																																																																																																								
会議室101 ※	300	300	600																																																																																																																																								
和室102	200	200	400																																																																																																																																								
和室103 ※	200	200	400																																																																																																																																								
和室201	100	100	200																																																																																																																																								
会議室202	500	500	1,000																																																																																																																																								
会議室 ※	500	500	1,000																																																																																																																																								
和室 ※	300	300	600																																																																																																																																								
室名	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	9:00~21:30																																																																																																																																							
講堂A	4,000	5,500	7,000	14,000																																																																																																																																							
講堂B	2,000	2,700	3,500	7,000																																																																																																																																							
会議室	1,000	1,200	1,500	3,000																																																																																																																																							
視聴覚室	1,000	1,200	1,500	3,000																																																																																																																																							
和室大広間A	1,700	2,300	2,800	5,000																																																																																																																																							
和室大広間B	1,300	1,800	2,300	4,000																																																																																																																																							
調理実習室	2,000	3,200	4,000	8,000																																																																																																																																							
和室会議室	1,000	1,200	1,500	3,000																																																																																																																																							
和室クラブ室	1,000	1,200	1,500	3,000																																																																																																																																							

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 公民館使用料

豊栄市						小須戸町			横越町				
〔一時間当りの料金〕						(単位：円)			(単位：円／1h)				
中央公民館		木崎地区公民館		岡方地区公民館		小須戸町中央公民館			横越町中央公民館				
視聴覚室	200	大広間	300	大広間	300	区 分	昼(1回につき)	夜(1回につき)	室名	9:00~17:00	18:00~22:00		
集会室	200	調理室	200	調理室	200	講 堂	20,000	20,000	学習室(和室)	100	150		
茶室	100	桜花の間	100	和室	100	学 習 室	10,000	10,000	調理実習室	300	300		
工作室	100	さつきの間	100			実 習 室					会議室(和室)	100	150
第一研修室	100	菊花の間	100			和 室					学習室(洋室)	100	150
第二研修室	100	娯楽室	100						講 堂	300	400		
大講堂	1,000								※備 考 ・冷暖房使用の場合は、使用料の1.3倍とする。 ・町外者が使用の場合は2倍とする。 ・減免あり(中学生以下の団体は無料)				
〔一時間当りの料金〕						※ 昼とは、午前9時より午後5時まで ※ 夜とは、午後7時より午後9時30分まで							
長浦地区公民館		早通地区公民館											
大広間	300	会議室	100										
調理室	200	学習室	200										
中広間	100	講座室	100										
作業室	100	講堂	500										
梅の間	100	調理実習室	200										
竹の間	100	いすぎ荘	300										
※備考 ・営利団体が使用の場合は使用料の3倍とする。 ・減免あり(公民館が活動を支援する団体、公益性の高い団体及び、奉仕活動団体。また、各地区館の老人憩いの家については、各地区の老人会が使用する場合)													
渦東村						月潟村			中之口村				
渦東村公民館						制度なし(公民館使用料は無料)			制度なし(公民館使用料は無料)				
(単位：円)													
区 分	使 用 料												
室 名	午前の部	午後の部	夜間の部	全 日									
	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	9:00~21:30									
ステージ	2,000	4,000	5,000	10,000									
会 議 室	500	1,000	1,200	2,000									
研 修 室	500	1,000	1,200	2,000									
備考													
(1)入場料, 会費又はこれに類する料金を徴収する場合は本表の10割増とする。													
(2)使用料の額は消費税を含むものとする。													

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 体育館使用料(専用利用の場合)

新潟市						新津市						白根市										
大体育室使用料						体育館使用料						メインアリーナ使用料										
該当施設名			新潟市鳥屋野総合体育館			該当施設名			新津市B&G海洋センター体育館			該当施設名			白根市カルチャーセンター メインアリーナ							
区分	入場料の有無	利用者	使用料額(円)/1h		区分	入場料の有無	利用者	使用料額(円)			区分	入場料の有無	利用者	使用料額(円)/1h								
			照明なし	照明利用				9~12時	13~17時	18~22時				照明なし	照明利用							
大体育室	スポーツ、 レクリエーシ ョン等	非営利	主催者が徴収 しない場合	学校等	1,500	2,500	アリーナ	スポーツ、 レクリエーシ ョン等	非営利 営利の区分なし	入場料の有無の 区分なし	学校等	560	700	1,400	メインアリーナ	スポーツ、 レクリエーシ ョン等	非営利	主催者が徴収 しない場合	学校等	0	0	
				競技団体 大学等	2,100	3,100					競技団体 等	240	300	600					競技団体等	1,500	2,100	
				その他	3,000	4,000					その他	800	1,000	2,000					その他	1,500	2,100	
	主催者が徴収 する場合	学校等	3,000	4,000	各種行事、 集会	非営利 営利の区 分なし		入場料の有無の 区分なし	—	800	1,000	2,000	各種行事、 集会	非営利		主催者が徴収 しない場合	学校等	0	0			
		競技団体 大学等	4,200	5,200													競技団体	2,250	3,150	競技団体	2,250	3,150
		その他	6,000	7,000													その他	設定なし	設定なし	その他	設定なし	設定なし
—	—	40,000	41,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
備考 大体育室については、利用面積が2分の1である場合の使用料の額は、表に規定する使用料の額の2分の1とする。						備考 照明利用料の規定なし 市民以外の使用は2倍 ※市立小・中学校の部活動については無料。高校の部活動は競技団体等に準ずる。						備考 メインアリーナについては、利用面積が2分の1、4分の1である場合の使用料は、表に規定する使用料の額の2分の1、4分の1とする。										
亀田町						西川町						味方村										
メインアリーナ使用料						アリーナ使用料						アリーナ使用料										
該当施設名			亀田町総合体育館			該当施設名			西川勤労者体育センター			該当施設名			味方村村民体育館							
区分	入場料の有無	利用者	使用料額(円)/1h		区分	入場料の有無	利用者	使用料額(円)			区分	入場料の有無	利用者	使用料額(円)/1h								
			照明なし	照明利用				9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:30				無	有							
メインアリーナ	スポーツ、 レクリエーシ ョン等	非営利	無料の場合	町内者	1,200	2,200	アリーナ	スポーツ・ レクリエーシ ョン等	—	—	12,000	13,500	味方村	スポーツ・ レクリエーシ ョン等	無	600						
				町外者	1,800	2,800										有	1,200					
				1/2面600	1/2面1,100	1/2面900											1/2面1,400	有	2,400			
	有料の場合	町内	2,400	3,900	—	—		18,000	19,500	—	—	9,000		12,600								
			町外	3,600											5,100							
		有料の場合	—	12,000											13,500							
—	—	18,000	19,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
備考 照明あり料金については、1/2以上の照明を利用する場合に適用。																						

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 体育館使用料(専用利用の場合)

豊栄市						小須戸町				横越町						
体育館使用料						小須戸町町民体育館				アリーナ使用料						
施設名						該当施設名				横越町総合体育館						
区分						区分				区分						
入場料の有無						使用料額(円)/1回				使用料額(円)/1h						
						昼 9:00~17:00 夜 18:00~21:30				照明なし 照明利用						
大体育室	スポーツ, 体育, レクリエーション等	非営利	無	学校競技団体等	600	600	20,000	20,000	アリーナ1面	町内	600		800			
			有	一般	1,200	1,200					町外	1,200		1,600		
		営利	無	学校競技団体等	1,800	1,800	アリーナ2面	町内		1,200		1,600				
			有	一般	3,600	3,600				町外	2,400		3,200			
	各種行事, 集会	非営利	無	—	1,200	1,200	備考 営利の場合は上記金額の8倍とする。									
			有	—	4,800	4,800										
		営利	—	9,600	9,600											
	営業又は興行物						—				9,600 9,600					
	中体育室	スポーツ, 体育, レクリエーション等	非営利	無	学校競技団体等	300	300									
				有	一般	600	600									
営利			無	学校競技団体等	900	900										
			有	一般	1,800	1,800										
各種行事, 集会		非営利	無	—	600	600										
			有	—	2,400	2,400										
		営利	—	4,800	4,800											
営業又は興行物						—				4,800 4,800						
渦東村						月湯村				中之口村						
渦東村体育館使用料						制度なし				アリーナ使用料						
該当施設名						該当施設名				中之口村総合体育館						
区分						区分				区分						
入場料の有無						使用料額(円)				使用料額(円)/1h						
						午前の部 午後の部 夜間の部 全日				9:00~12:00 12:00~17:00 17:00~21:30 9:00~21:30						
入場料等を徴収しない場合	体育競技を目的とする場合	4,000	5,000	8,000	20,000	アリーナ	クロスリレー等	無料の場合	—	2,310	3,460	4,620				
	体育競技以外を目的とする場合	6,000	8,000	12,000	30,000			有料の場合	—	4,620	6,930	11,550				
入場料等を徴収する場合	体育競技を目的とする場合	8,000	10,000	16,000	40,000	アリーナ	その他の行事	無料の場合	—	3,460	4,620	5,770				
	体育競技以外を目的とする場合	12,000	16,000	24,000	60,000			有料の場合	—	11,550	16,170	23,100				
備考																
(1)村外使用者の場合, 本表の5割増とする。																
(2)使用料の額は消費税を含むものとする。																

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 体育館使用料(専用利用の場合)

新潟市				新津市						白根市							
柔剣道場使用料				武道館使用料						柔道場使用料							
該当施設名		新潟市鳥屋野総合体育館		該当施設名		新津市民武道館				該当施設名		白根市カルチャーセンター					
区分		利用者	使用料(円)/1h	区分		利用者	使用料(円/1面につき)			区分		利用者	使用料(円)/1h				
柔 剣 道 場	スポーツ, 体育, レクリエーション等		学校等	550	演 武 場	武道競技	学校等	300	450	600	柔 道 場	スポーツ, 体育, レクリエーション等		学校等	0		
			競技団体 大学等	770			競技団体 大学等	300	450	600				競技団体等	200		
			その他	1,100			その他	1,000	1,500	2,000				その他	200		
	各種行事, 集会	非営利	—	3,300		各種行事, 集会	非営利	—	2,000	3,000		4,000	各種行事, 集会	非営利	—	400	
		営利	—	5,400	営利		—	3,000	4,000	6,000		営利		—	1,200		
				全4面あり 市民以外の使用は2倍 ※市立小・中学校の部活動については、無料。高校の部活動は競技団体等に準ずる。													
亀田町				西川町						味方村							
制度なし				制度なし						柔道場使用料							
該当施設名		味方村村民体育館		区分		入場料等の 徴収有無	使用料金 (円)/1h		区分		入場料等の 徴収有無	使用料金 (円)/1h					
柔 道 場	スポーツ・体育・レクリエーション等		無	300		柔 道 場	その他の行事		無	600		柔 道 場	その他の行事		無	600	
			有	600					有	1,200							

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 体育館使用料(専用利用の場合)

豊栄市		小須戸町				横越町																																								
武道館使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>該当施設名</th> <th>武道館</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(円)/1h</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武道館</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		該当施設名	武道館	区分	使用料(円)/1h	武道館	100	柔剣道場使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="2">小須戸町柔剣道場</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">利用者</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th>9:00~17:00</th> <th>18:00~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔剣道場</td> <td>—</td> <td>20,000</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table>				該当施設名		小須戸町柔剣道場		区分	利用者	使用料(円)		9:00~17:00	18:00~21:30	柔剣道場	—	20,000	20,000	剣道場使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="2">横越町総合体育館</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">利用者</th> <th colspan="2">使用料(円)/1h</th> </tr> <tr> <th>照明無</th> <th>照明有</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">剣道場</td> <td>町内</td> <td>300</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>600</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table> <p>営利の場合は上記金額の8倍とする。 冬季間暖房ヒーターの使用料は、1台1時間100円とする。</p>				該当施設名		横越町総合体育館		区分	利用者	使用料(円)/1h		照明無	照明有	剣道場	町内	300	400	町外	600	800
該当施設名	武道館																																													
区分	使用料(円)/1h																																													
武道館	100																																													
該当施設名		小須戸町柔剣道場																																												
区分	利用者	使用料(円)																																												
		9:00~17:00	18:00~21:30																																											
柔剣道場	—	20,000	20,000																																											
該当施設名		横越町総合体育館																																												
区分	利用者	使用料(円)/1h																																												
		照明無	照明有																																											
剣道場	町内	300	400																																											
	町外	600	800																																											
渦東村		月潟村				中之口村																																								
柔道場使用料 使用料は、徴収していない。		制度なし				柔剣道場使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="3">中之口村総合体育館</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">利用者</th> <th colspan="2">使用料(円)/1h</th> </tr> <tr> <th>9:00~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">柔剣道場</td> <td>スポーツ、体育、レクリエーション等</td> <td>—</td> <td>1,150</td> <td>2,310</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各種行事、集会</td> <td>非営利</td> <td>1,780</td> <td>2,940</td> </tr> <tr> <td>営利</td> <td>1,780</td> <td>2,940</td> </tr> </tbody> </table>				該当施設名		中之口村総合体育館			区分	利用者	使用料(円)/1h		9:00~17:00	17:00~21:30	柔剣道場	スポーツ、体育、レクリエーション等	—	1,150	2,310	各種行事、集会	非営利	1,780	2,940	営利	1,780	2,940														
該当施設名		中之口村総合体育館																																												
区分	利用者	使用料(円)/1h																																												
		9:00~17:00	17:00~21:30																																											
柔剣道場	スポーツ、体育、レクリエーション等	—	1,150	2,310																																										
	各種行事、集会	非営利	1,780	2,940																																										
		営利	1,780	2,940																																										

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 体育館使用料(個人利用の場合)

新潟市				新津市				白根市			
体育館使用料(個人利用の場合)				武道館使用料(個人利用の場合)				体育館使用料(個人利用の場合)			
該当施設名		新潟市鳥屋野総合体育館		該当施設名		新津市民武道館		該当施設名		白根市カルチャーセンターメインアリーナ	
区分		利用者	使用料額(円)	区分		利用者	使用料額(円)	区分		利用者	使用料額(円)
大体育室, 柔剣道場	中学生以下	1人1回につき	70 (回数券 11枚 700)	演武場	中学生以下	1人1回につき	100	大体育室, 柔剣道場	中学生以下	1人1回につき	50 (年間利用券有り)
	大人		200 (回数券 11枚 2,000)		高校生		150		大人		100 (年間利用券有り)
					大人			250			
				この他に, 月額, 年額の規定あり 市民以外は2倍							
				新津市 B&G 海洋センター体育館には, 個人利用の規定なし							
亀田町				西川町				味方村			
体育館使用料(個人利用の場合)				体育館使用料(個人利用の場合)				制度なし			
該当施設名		亀田町総合体育館		該当施設名		西川勤労者体育センター					
区分		利用者	使用料額(円)	区分		使用料(円)					
アリーナ ランニングコース	小・中学生	1人1回につき	100	一般使用	雇用保険の被 保険者等	9:00~13:00	100	13:00~17:00	100	17:00~21:30	200
	大人		200			雇用保険の被 保険者の家族	100	100	200		
トレーニングルーム	大人(15歳 以上)	1人1回につき	300			一般	200	200	400		
※トレーニングルーム利用料金には, ランニングコース利用料金も含まれています。 ※施設利用券購入カード(プリペイドカード)と継続利用のための定期利用券を販売。 (施設利用券購入カード)											
1,000円券		1,100円相当利用可能									
2,000円券		2,300円 //									
3,000円券		3,500円 //									
5,000円券		6,000円 //									
※施設利用券購入カードは, アリーナ・ランニングコース・トレーニングルームのほか, プール券購入にも利用可能。 (定期券)											
該当施設名		亀田町総合体育館									
区分		定期券									
		1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年						
アリーナ ランニングコース		1,000円	2,500円	4,000円	7,000円						
トレーニングルーム		1,500円	4,000円	7,000円	10,000円						

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 体育館使用料(個人利用の場合)

豊栄市			小須戸町		横越町																																																											
体育館(個人利用の場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="2">豊栄市総合体育館</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>利用者</th> <th colspan="2">使用料額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">トレーニング室, ランニングコース, 中体育館(卓球, バ トミントン, ソフト バレーボール)</td> <td>中学生以下</td> <td colspan="2">50 (回数券 11 枚 500)</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td colspan="2">100 (" 1,000)</td> </tr> </tbody> </table>			該当施設名		豊栄市総合体育館		区分	利用者	使用料額(円)		トレーニング室, ランニングコース, 中体育館(卓球, バ トミントン, ソフト バレーボール)	中学生以下	50 (回数券 11 枚 500)		大人	100 (" 1,000)		制度なし		体育館使用料(個人利用の場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="3">横越町総合体育館</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">利用者</th> <th colspan="2">使用料額(円)</th> </tr> <tr> <th>大人</th> <th>小人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">アリーナ, 柔剣道場, トレーニング ルーム</td> <td rowspan="2">個人利用券</td> <td>町内</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>150</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定期個人利用券4ヶ月</td> <td>町内</td> <td>1,500</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>2,250</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6ヶ月</td> <td>町内</td> <td>2,200</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>3,300</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12ヶ月</td> <td>町内</td> <td>4,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>6,000</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>大人・・・高校生以上 小人・・・小中学生 トレーニングルームは高校生以上</p>				該当施設名		横越町総合体育館			区分	種類	利用者	使用料額(円)		大人	小人	アリーナ, 柔剣道場, トレーニング ルーム	個人利用券	町内	100	50	町外	150	70	定期個人利用券4ヶ月	町内	1,500	700	町外	2,250	1,050	6ヶ月	町内	2,200	1,000	町外	3,300	1,500	12ヶ月	町内	4,000	2,000	町外	6,000	3,000
該当施設名		豊栄市総合体育館																																																														
区分	利用者	使用料額(円)																																																														
トレーニング室, ランニングコース, 中体育館(卓球, バ トミントン, ソフト バレーボール)	中学生以下	50 (回数券 11 枚 500)																																																														
	大人	100 (" 1,000)																																																														
該当施設名		横越町総合体育館																																																														
区分	種類	利用者	使用料額(円)																																																													
			大人	小人																																																												
アリーナ, 柔剣道場, トレーニング ルーム	個人利用券	町内	100	50																																																												
		町外	150	70																																																												
	定期個人利用券4ヶ月	町内	1,500	700																																																												
		町外	2,250	1,050																																																												
	6ヶ月	町内	2,200	1,000																																																												
		町外	3,300	1,500																																																												
	12ヶ月	町内	4,000	2,000																																																												
		町外	6,000	3,000																																																												
豊東村 体育館使用料(個人利用の場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th>該当施設名</th> <th colspan="2">豊東村体育館</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般利用</td> <td colspan="2"> (1) 村内在住及び村内事業所に勤務する者の一般利用については無料とする。 (2) 村外者の一般利用については1人 200 円とする。 (3) 使用料の額は消費税を含むものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>			該当施設名	豊東村体育館		一般利用	(1) 村内在住及び村内事業所に勤務する者の一般利用については無料とする。 (2) 村外者の一般利用については1人 200 円とする。 (3) 使用料の額は消費税を含むものとする。		月湯村 制度なし		中之口村 体育館使用料(個人利用の場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="2">中之口村総合体育館</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>利用者</th> <th colspan="2">使用料額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">アリーナ, 柔剣道場, トレーニングルーム</td> <td>村内</td> <td colspan="2">無料</td> </tr> <tr> <td>村外1人1回につき</td> <td colspan="2">250</td> </tr> </tbody> </table> <p>※村内とは白根市, 味方村, 月湯村, 小須戸町を含む</p>				該当施設名		中之口村総合体育館		区分	利用者	使用料額(円)		アリーナ, 柔剣道場, トレーニングルーム	村内	無料		村外1人1回につき	250																																				
該当施設名	豊東村体育館																																																															
一般利用	(1) 村内在住及び村内事業所に勤務する者の一般利用については無料とする。 (2) 村外者の一般利用については1人 200 円とする。 (3) 使用料の額は消費税を含むものとする。																																																															
該当施設名		中之口村総合体育館																																																														
区分	利用者	使用料額(円)																																																														
アリーナ, 柔剣道場, トレーニングルーム	村内	無料																																																														
	村外1人1回につき	250																																																														

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 体育館付属設備使用料

新潟市				新津市				白根市							
体育館 付属設備使用料				体育館 付属設備使用料				体育館 付属設備使用料							
該当施設名		新潟市鳥屋野総合体育館		該当施設名		新津市B&G海洋センター体育館		該当施設名		白根市カルチャーセンター					
種類		付属設備使用料(円)/1h		種類		付属設備使用料(円)/1h		種類		付属設備使用料(円)/1h					
		冷暖房なし	暖房を利用する			冷暖房なし	暖房を利用する			冷暖房なし	暖房を利用する				
研修室兼会議室		350	850	研修室兼会議室		—	—	研修室兼会議室		日中 100	日中 500				
電光得点版		1組 1回につき 1,200		電光得点版		設備なし		電光得点版		1組 1回につき 1,000					
放送設備		1式 1回につき 2,400		放送設備		—		放送設備		1式 1回につき 1,000					
特殊電源		1kwh 1時間につき 30		特殊電源		設備なし		特殊電源		設備なし					
暖房	アリーナ	—	3,500	暖房	アリーナ	—	設備なし	暖房	アリーナ	—	10,000				
	観覧席	—	2,000		観覧席	—	設備なし		観覧席	—	—				
	柔剣道場	—	2,000		柔剣道場	—	1台につき 200(全4台)		柔剣道場	—	2,000				
ロッカー		1回につき 20		ロッカー		100円硬貨リターン式(無料)		ロッカー		1回につき 100(使用后還付)					
亀田町				西川町				味方村							
体育館 付属設備使用料				体育館 付属設備使用料				制度なし							
該当施設名		亀田町総合体育館		該当施設名		西川勤労者体育センター		種類		9:00~13:00		13:00~17:00		17:00~21:30	
種類		付属設備使用料(円)/1h		種類		付属設備使用料(円)									
		冷暖房なし	暖房を利用する			冷房を利用する	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:30						
会議室(1室あたり)		200	300	放送設備		500	500	放送設備		500					
ミーティングルーム(1室あたり)		100	150	電光掲示板		1コート分 1回につき 1,000		電光掲示板		1コート分 1回につき 1,000					
放送設備		1式 1回につき 2,000		放送設備		1式 1回につき 2,000		放送設備		1式 1回につき 2,000					
特殊電源		設定なし		特殊電源		設定なし		特殊電源		設定なし					
暖房	メインアリーナ	—	使用料の50%	暖房		—	—	暖房		—	—				
	サブアリーナ	—	使用料の50%	暖房		—	—	暖房		—	—				
ロッカー		100円硬貨リターン式(無料)		ロッカー		100円硬貨リターン式(無料)		ロッカー		100円硬貨リターン式(無料)					
※会議室は2部屋に仕切られ、全室利用の場合、冷暖房なしで400円となる。 ※ミーティングルームは、3部屋に仕切られ、全室利用の場合冷暖房なしで300円となる。 ※冷房は6~9月、暖房は11~3月までの会議室・ミーティングルーム利用料、使用の有無に関わらず必然的に使用料を徴収。															

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 体育館付属設備使用料

豊栄市						小須戸町				横越町																																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="4">豊栄市総合体育館</th> </tr> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th colspan="4">付属設備使用料(円/1時間)</th> </tr> <tr> <th>利用目的</th> <th>入場料の有無</th> <th>利用者</th> <th>会議室(1)</th> <th>会議室(2)</th> <th>ステージ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">スポーツ、レクリエーション等</td> <td rowspan="4">非営利</td> <td rowspan="2">無</td> <td>一般</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>学校・競技団体等</td> <td>100</td> <td>50</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有</td> <td>一般</td> <td>600</td> <td>300</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>学校・競技団体等</td> <td>300</td> <td>150</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">各種行事、集会等</td> <td rowspan="2">非営利</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>有</td> <td>—</td> <td>800</td> <td>400</td> <td>3,200</td> </tr> <tr> <td>営利</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,600</td> <td>800</td> <td>6,400</td> </tr> <tr> <td>営業又は興行物</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,600</td> <td>800</td> <td>6,400</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用目的</th> <th>会議室(1)</th> <th>会議室(2)</th> <th>大体育室</th> <th>中体育室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷暖房利用料</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>・放送設備 1回1式 1,000円 ・電光掲示板 1回1式 1,000円</p>						該当施設名		豊栄市総合体育館				種類		付属設備使用料(円/1時間)				利用目的	入場料の有無	利用者	会議室(1)	会議室(2)	ステージ	スポーツ、レクリエーション等	非営利	無	一般	200	100	800	学校・競技団体等	100	50	400	有	一般	600	300	2,400	学校・競技団体等	300	150	1,200	各種行事、集会等	非営利	無	—	200	100	800	有	—	800	400	3,200	営利	—	—	1,600	800	6,400	営業又は興行物	—	—	1,600	800	6,400	利用目的	会議室(1)	会議室(2)	大体育室	中体育室	冷暖房利用料	200	100	2,000	1,000	制度なし				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="2">横越町総合体育館</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">利用者</th> <th colspan="2">付属設備使用料(円)/1h</th> </tr> <tr> <th>冷暖房なし</th> <th>冷暖房を利用する</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ミーティングルーム 片仕切り</td> <td>町内</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ミーティングルーム 両面</td> <td>町内</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>400</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">会議室</td> <td>町内</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">身体障害者席を本部として使用する場合</td> <td>町内</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>電光掲示板</td> <td colspan="3">1組 1回につき 1,000</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td colspan="3">1式 1回につき 2,000</td> </tr> <tr> <td>ロッカー</td> <td colspan="3">1回につき 20</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="2">横越町総合体育館</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">利用者</th> <th colspan="2">使用料(円)/1h</th> </tr> <tr> <th>照明なし</th> <th>照明あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ステージ</td> <td>町内</td> <td>100</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>200</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>				該当施設名		横越町総合体育館		種類	利用者	付属設備使用料(円)/1h		冷暖房なし	冷暖房を利用する	ミーティングルーム 片仕切り	町内	100	150	町外	200	300	ミーティングルーム 両面	町内	200	300	町外	400	600	会議室	町内	100	150	町外	200	300	身体障害者席を本部として使用する場合	町内	100	150	町外	200	300	電光掲示板	1組 1回につき 1,000			放送設備	1式 1回につき 2,000			ロッカー	1回につき 20			該当施設名		横越町総合体育館		区分	利用者	使用料(円)/1h		照明なし	照明あり	ステージ	町内	100	300	町外	200	600
該当施設名		豊栄市総合体育館																																																																																																																																																						
種類		付属設備使用料(円/1時間)																																																																																																																																																						
利用目的	入場料の有無	利用者	会議室(1)	会議室(2)	ステージ																																																																																																																																																			
スポーツ、レクリエーション等	非営利	無	一般	200	100	800																																																																																																																																																		
			学校・競技団体等	100	50	400																																																																																																																																																		
		有	一般	600	300	2,400																																																																																																																																																		
			学校・競技団体等	300	150	1,200																																																																																																																																																		
各種行事、集会等	非営利	無	—	200	100	800																																																																																																																																																		
		有	—	800	400	3,200																																																																																																																																																		
	営利	—	—	1,600	800	6,400																																																																																																																																																		
営業又は興行物	—	—	1,600	800	6,400																																																																																																																																																			
利用目的	会議室(1)	会議室(2)	大体育室	中体育室																																																																																																																																																				
冷暖房利用料	200	100	2,000	1,000																																																																																																																																																				
該当施設名		横越町総合体育館																																																																																																																																																						
種類	利用者	付属設備使用料(円)/1h																																																																																																																																																						
		冷暖房なし	冷暖房を利用する																																																																																																																																																					
ミーティングルーム 片仕切り	町内	100	150																																																																																																																																																					
	町外	200	300																																																																																																																																																					
ミーティングルーム 両面	町内	200	300																																																																																																																																																					
	町外	400	600																																																																																																																																																					
会議室	町内	100	150																																																																																																																																																					
	町外	200	300																																																																																																																																																					
身体障害者席を本部として使用する場合	町内	100	150																																																																																																																																																					
	町外	200	300																																																																																																																																																					
電光掲示板	1組 1回につき 1,000																																																																																																																																																							
放送設備	1式 1回につき 2,000																																																																																																																																																							
ロッカー	1回につき 20																																																																																																																																																							
該当施設名		横越町総合体育館																																																																																																																																																						
区分	利用者	使用料(円)/1h																																																																																																																																																						
		照明なし	照明あり																																																																																																																																																					
ステージ	町内	100	300																																																																																																																																																					
	町外	200	600																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="4">中之口村総合体育館</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">入場料の有無</th> <th rowspan="2">利用者</th> <th colspan="2">付属設備使用料(円)/1h</th> </tr> <tr> <th>9:00～17:00</th> <th>17:00～21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">体育活動</td> <td rowspan="2">無料</td> <td>村内</td> <td>630</td> <td>1,150</td> </tr> <tr> <td>村外</td> <td>1,260</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">徴収</td> <td>村内</td> <td>1,150</td> <td>2,310</td> </tr> <tr> <td>村外</td> <td>2,300</td> <td>4,620</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">体育活動以外</td> <td rowspan="2">無料</td> <td>村内</td> <td>7300</td> <td>1,360</td> </tr> <tr> <td>村外</td> <td>1,460</td> <td>2,720</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">徴収</td> <td>村内</td> <td>2,940</td> <td>5,770</td> </tr> <tr> <td>村外</td> <td>5,880</td> <td>11,540</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 土、日、祝日の体育活動以外目的での使用は本表の2割増 村内とは白根市、味方村、月潟村、小須戸町を含む</p>						該当施設名		中之口村総合体育館				種類	入場料の有無	利用者	付属設備使用料(円)/1h		9:00～17:00	17:00～21:30	体育活動	無料	村内	630	1,150	村外	1,260	2,300	徴収	村内	1,150	2,310	村外	2,300	4,620	体育活動以外	無料	村内	7300	1,360	村外	1,460	2,720	徴収	村内	2,940	5,770	村外	5,880	11,540	制度なし				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="2">中之口村総合体育館</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">入場料の有無</th> <th rowspan="2">利用者</th> <th colspan="2">付属設備使用料(円)/1h</th> </tr> <tr> <th>9:00～17:00</th> <th>17:00～21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">体育活動</td> <td rowspan="2">無料</td> <td>村内</td> <td>630</td> <td>1,150</td> </tr> <tr> <td>村外</td> <td>1,260</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">徴収</td> <td>村内</td> <td>1,150</td> <td>2,310</td> </tr> <tr> <td>村外</td> <td>2,300</td> <td>4,620</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">体育活動以外</td> <td rowspan="2">無料</td> <td>村内</td> <td>7300</td> <td>1,360</td> </tr> <tr> <td>村外</td> <td>1,460</td> <td>2,720</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">徴収</td> <td>村内</td> <td>2,940</td> <td>5,770</td> </tr> <tr> <td>村外</td> <td>5,880</td> <td>11,540</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 土、日、祝日の体育活動以外目的での使用は本表の2割増 村内とは白根市、味方村、月潟村、小須戸町を含む</p>				該当施設名		中之口村総合体育館		種類	入場料の有無	利用者	付属設備使用料(円)/1h		9:00～17:00	17:00～21:30	体育活動	無料	村内	630	1,150	村外	1,260	2,300	徴収	村内	1,150	2,310	村外	2,300	4,620	体育活動以外	無料	村内	7300	1,360	村外	1,460	2,720	徴収	村内	2,940	5,770	村外	5,880	11,540																																																							
該当施設名		中之口村総合体育館																																																																																																																																																						
種類	入場料の有無	利用者	付属設備使用料(円)/1h																																																																																																																																																					
			9:00～17:00	17:00～21:30																																																																																																																																																				
体育活動	無料	村内	630	1,150																																																																																																																																																				
		村外	1,260	2,300																																																																																																																																																				
	徴収	村内	1,150	2,310																																																																																																																																																				
		村外	2,300	4,620																																																																																																																																																				
体育活動以外	無料	村内	7300	1,360																																																																																																																																																				
		村外	1,460	2,720																																																																																																																																																				
	徴収	村内	2,940	5,770																																																																																																																																																				
		村外	5,880	11,540																																																																																																																																																				
該当施設名		中之口村総合体育館																																																																																																																																																						
種類	入場料の有無	利用者	付属設備使用料(円)/1h																																																																																																																																																					
			9:00～17:00	17:00～21:30																																																																																																																																																				
体育活動	無料	村内	630	1,150																																																																																																																																																				
		村外	1,260	2,300																																																																																																																																																				
	徴収	村内	1,150	2,310																																																																																																																																																				
		村外	2,300	4,620																																																																																																																																																				
体育活動以外	無料	村内	7300	1,360																																																																																																																																																				
		村外	1,460	2,720																																																																																																																																																				
	徴収	村内	2,940	5,770																																																																																																																																																				
		村外	5,880	11,540																																																																																																																																																				

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 野球場使用料

新潟市					新津市					白根市				
野球場使用料					野球場使用料					野球場使用料				
該当施設名			新潟市中地区運動広場野球場		該当施設名			新津市営野球場		該当施設名			諏訪木運動広場	
区分	利用者	利用区分	使用料(円)		区分	利用者	利用区分	使用料(円)		区分	利用者	利用区分	使用料(円)	
			照明なし	照明利用				照明なし	照明利用				照明なし	照明利用
野球場	学校等	30分	450	2,200	野球場	学校等	1時間	195	4,195	野球場	学校等	2時間	—	5,500
	競技団体、大学等	30分	630	2,380		競技団体等	1時間	195	4,195		競技団体等	2時間	—	5,500
	その他	30分	900	2,650		その他	1時間	650	4,650		その他	2時間	—	5,500
					市民以外は使用料のみ1.5倍					※登録団体以外は使用できない。				
亀田町					西川町					味方村				
制度なし					野球場使用料					野球場使用料				
該当施設名		西川町営野球場			該当施設名		味方村村民野球場							
区分	利用者	使用料(円)						区分	利用者	使用料(円)				
		5:30~8:00	8:00~12:30	12:30~17:00	17:00~19:00	19:00~21:00	夜間照明1時間			昼(1時間につき)	ナイター使用(1時間につき)			
野球場	町内・外問わず	2,570	4,630	4,630	2,060	2,060	3,090	野球場	味方村、小須戸町、白根市、月潟村及び中之口村の住民	1,500	2,500			
※ 備考 教育委員会に登録した団体は無料 入場料又はこれに類する料金を徴収する場合は、10割増とする。									上記以外の住民	5割増し				

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 野球場使用料

豊栄市			小須戸町					横越町																																													
野球場使用料			野球場使用料					制度なし																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th>南運動公園野球場</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>利用区分</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場</td> <td>1時間につき</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>照明利用</td> <td>上記金額のほかに30分につき</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table>			該当施設名		南運動公園野球場	区分	利用区分	使用料(円)	野球場	1時間につき	200	照明利用	上記金額のほかに30分につき	1,500	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">該当施設名</th> <th colspan="2">小須戸町スポーツ公園</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">利用者</th> <th rowspan="2">利用区分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th>照明なし</th> <th>照明利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">野球場</td> <td>小須戸町, 白根市, 味方村, 月潟村及び中之口村の住民</td> <td>1時間につき</td> <td>500</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>1時間につき</td> <td>700</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table>					該当施設名			小須戸町スポーツ公園		区分	利用者	利用区分	使用料(円)		照明なし	照明利用	野球場	小須戸町, 白根市, 味方村, 月潟村及び中之口村の住民	1時間につき	500	3,000	上記以外	1時間につき	700	3,000													
該当施設名		南運動公園野球場																																																			
区分	利用区分	使用料(円)																																																			
野球場	1時間につき	200																																																			
照明利用	上記金額のほかに30分につき	1,500																																																			
該当施設名			小須戸町スポーツ公園																																																		
区分	利用者	利用区分	使用料(円)																																																		
			照明なし	照明利用																																																	
野球場	小須戸町, 白根市, 味方村, 月潟村及び中之口村の住民	1時間につき	500	3,000																																																	
	上記以外	1時間につき	700	3,000																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th>木崎野球場</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>利用区分</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場</td> <td>1時間につき</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>			該当施設名		木崎野球場	区分	利用区分	使用料(円)	野球場	1時間につき	200																																										
該当施設名		木崎野球場																																																			
区分	利用区分	使用料(円)																																																			
野球場	1時間につき	200																																																			
制度なし			野球場使用料					野球場使用料																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="2">月潟村野球場</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>使用区分</th> <th>利用者</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">野球場</td> <td rowspan="2">午前9時から午後9時まで各1時間当たり</td> <td>月潟村, 白根市, 小須戸町, 味方村, 中之口村の住民</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ナイター施設</td> <td rowspan="2">上記金額のほかに30分当たり</td> <td>月潟村, 白根市, 小須戸町, 味方村, 中之口村の住民</td> <td>1,250</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>1,750</td> </tr> </tbody> </table>			該当施設名		月潟村野球場		区分	使用区分	利用者	使用料(円)	野球場	午前9時から午後9時まで各1時間当たり	月潟村, 白根市, 小須戸町, 味方村, 中之口村の住民	1,000	上記以外	1,500	ナイター施設	上記金額のほかに30分当たり	月潟村, 白根市, 小須戸町, 味方村, 中之口村の住民	1,250	上記以外	1,750	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">該当施設名</th> <th colspan="2">中之口村村民場野球場</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">利用者</th> <th rowspan="2">利用区分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th>照明なし</th> <th>照明利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">野球場</td> <td>村内の者</td> <td>1時間</td> <td>1,150</td> <td>4,610</td> </tr> <tr> <td>村外の者</td> <td>1時間</td> <td>1,730</td> <td>6,920</td> </tr> </tbody> </table>					該当施設名			中之口村村民場野球場		区分	利用者	利用区分	使用料(円)		照明なし	照明利用	野球場	村内の者	1時間	1,150	4,610	村外の者	1時間	1,730	6,920	<p>※村内とは白根市, 味方村, 月潟村, 小須戸町を含む</p>				
該当施設名		月潟村野球場																																																			
区分	使用区分	利用者	使用料(円)																																																		
野球場	午前9時から午後9時まで各1時間当たり	月潟村, 白根市, 小須戸町, 味方村, 中之口村の住民	1,000																																																		
		上記以外	1,500																																																		
ナイター施設	上記金額のほかに30分当たり	月潟村, 白根市, 小須戸町, 味方村, 中之口村の住民	1,250																																																		
		上記以外	1,750																																																		
該当施設名			中之口村村民場野球場																																																		
区分	利用者	利用区分	使用料(円)																																																		
			照明なし	照明利用																																																	
野球場	村内の者	1時間	1,150	4,610																																																	
	村外の者	1時間	1,730	6,920																																																	
<p>※入場料を徴収する場合は, 10割増し。</p>																																																					

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 庭球場使用料

新潟市					新津市					白根市				
庭球場使用料					庭球場使用料					テニスコート使用料				
該当施設名			新潟市西総合スポーツセンター 屋外庭球場		該当施設名			新津市東町庭球場		該当施設名			白根市テニスコート	
区分	利用者	利用区分	使用料(円)／1面		区分	利用者	利用区分	使用料(円)／1面		区分	利用者	利用区分	使用料(円)／1面	
			照明なし	照明利用				照明なし	照明利用				照明なし	照明利用
庭球場	学校等	1時間	400	700	庭球場	学校等	1時間	300	設備なし	テニスコート	学校等	1時間	300	700
	競技団体 大学等	1時間	560	860		競技団体等	1時間	300	設備なし		競技団体	1時間	200	500
	その他(個人含む)	1時間	800	1,100		その他	1時間	1,000	設備なし		その他(個人含む)	1時間	300	700
					市民以外の使用は1.5倍									
					(個人利用の場合) 1人1回につき 中学生以下 100円 上記以外 200円 ※1回とは、午前又は午後。									
亀田町					西川町					味方村				
庭球場使用料					庭球場使用料					庭球場使用料				
該当施設名			亀田町総合体育館屋外テニスコート		該当施設名			スポーツパーク西川テニスコート		該当施設名			味方村村民テニスコート	
区分	利用者	利用区分	使用料(円)／1面		区分	利用者	利用区分	使用料(円)／1面		区分	利用者	利用区分	使用料(円)／1面	
			照明なし	照明利用				照明なし	照明利用				昼	ナイター 使用
テニスコート	町内・外 問わず	1時間	800	1,600	テニスコート	町内・外 問わず	1時間	300	1,300	テニスコート	味方村、小須戸町、 白根市、月潟村及び 中之口村の住民	1時間	500	600
											上記以外	1時間	750	900

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 庭球場使用料

豊栄市				小須戸町					横越町						
庭球場使用料				庭球場使用料					木津やすらぎ公園テニスコート 使用料：町民・町民以外とも 無料						
該当施設名			豊栄市庭球場		該当施設名			小須戸町スポーツ公園							
区分	利用者	利用区分	使用料(円)／1面		区分	利用者	利用区分	使用料(円)／1面							
			照明なし	照明利用				照明なし	照明利用						
スポーツ、 体育、レクリ エーション等	学校等	1時間	300	600	テニスコート	小須戸町、白根市、 味方村、月潟村及び 中之口村の住民	1時間	200	1,000						
	競技団体等	1時間				上記以外	1時間	300	1,000						
	その他 (個人含む)	1時間	600	1,200											
制度なし				庭球場使用料					庭球場使用料						
該当施設名				月潟村テニス場		該当施設名			中之口村村民テニス場						
区分	使用区分	利用者	使用料 (円)	区分	利用者	利用区分	使用料(円)／1面								
							照明なし	照明利用							
テニス場 (1面)	午前9時から 午後9時まで 各1時間当たり	月潟村、白根市、小須戸町、 味方村、中之口村の住民	500	テニスコート	村内	1時間	520	830							
		上記以外	750						村外	1時間	780	1,250			
ナイター施設	上記金額のほかに 30分当たり	月潟村、白根市、小須戸町、 味方村、中之口村の住民	300												
		上記以外	500												
													※入場料等を徴収する場合は、10割増し。		

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 プール使用料

新潟市				新津市				白根市																																																																																							
プール使用料(専用利用の場合) (平成14年4月28日施行) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="2">新潟市鳥屋野総合体育館</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>入場料の有無</th> <th>利用者</th> <th>使用料額(円)/1h</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">プール</td> <td rowspan="3">主催者が徴収しない場合</td> <td>学校等</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>競技団体 大学等</td> <td>8,400</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12,000</td> </tr> </tbody> </table>				該当施設名		新潟市鳥屋野総合体育館		区分	入場料の有無	利用者	使用料額(円)/1h	プール	主催者が徴収しない場合	学校等	6,000	競技団体 大学等	8,400	その他	12,000	プール使用料(専用利用の場合) (平成14年4月28日施行) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="2">新津市市民プール</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>入場料の有無</th> <th>利用者</th> <th>使用料額(円)/1h</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">プール</td> <td rowspan="3">主催者が徴収しない場合</td> <td>学校等</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>競技団体等</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> 市民以外の使用は1.5倍				該当施設名		新津市市民プール		区分	入場料の有無	利用者	使用料額(円)/1h	プール	主催者が徴収しない場合	学校等	600	競技団体等	600	その他	2,000	制度なし																																																							
該当施設名		新潟市鳥屋野総合体育館																																																																																													
区分	入場料の有無	利用者	使用料額(円)/1h																																																																																												
プール	主催者が徴収しない場合	学校等	6,000																																																																																												
		競技団体 大学等	8,400																																																																																												
		その他	12,000																																																																																												
該当施設名		新津市市民プール																																																																																													
区分	入場料の有無	利用者	使用料額(円)/1h																																																																																												
プール	主催者が徴収しない場合	学校等	600																																																																																												
		競技団体等	600																																																																																												
		その他	2,000																																																																																												
プール使用料(個人利用の場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="2">新潟市鳥屋野総合体育館</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>利用者</th> <th colspan="2">使用料額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プール</td> <td>中学生以下</td> <td rowspan="2">1人1回につき</td> <td>150 (回数券 11枚 1,500)</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>400 (回数券 11枚 4,000)</td> </tr> </tbody> </table> *未就学児は無料				該当施設名		新潟市鳥屋野総合体育館		区分	利用者	使用料額(円)		プール	中学生以下	1人1回につき	150 (回数券 11枚 1,500)	大人	400 (回数券 11枚 4,000)	プール使用料(個人利用の場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="2">新津市市民プール</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>利用者</th> <th colspan="2">使用料額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プール</td> <td>中学生以下</td> <td rowspan="2">1人1回につき</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> *未就学児は無料 1回とは午前又は午後				該当施設名		新津市市民プール		区分	利用者	使用料額(円)		プール	中学生以下	1人1回につき	100	大人	200																																																												
該当施設名		新潟市鳥屋野総合体育館																																																																																													
区分	利用者	使用料額(円)																																																																																													
プール	中学生以下	1人1回につき	150 (回数券 11枚 1,500)																																																																																												
	大人		400 (回数券 11枚 4,000)																																																																																												
該当施設名		新津市市民プール																																																																																													
区分	利用者	使用料額(円)																																																																																													
プール	中学生以下	1人1回につき	100																																																																																												
	大人		200																																																																																												
亀田町 プール使用料(専用利用の場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="2">亀田町総合体育館</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>入場料の有無</th> <th>利用者</th> <th>使用料額(円)/1h</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プール1コース</td> <td rowspan="2">特に指定なし</td> <td>町内者</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>町外者</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table>				該当施設名		亀田町総合体育館		区分	入場料の有無	利用者	使用料額(円)/1h	プール1コース	特に指定なし	町内者	2,000	町外者	3,000	西川町 プール使用料(専用利用の場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="2">曾根町民プール</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>入場料の有無</th> <th colspan="2">使用料額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール</td> <td></td> <td colspan="2">無料</td> </tr> </tbody> </table>				該当施設名		曾根町民プール		区分	入場料の有無	使用料額(円)		プール		無料		味方村 プール使用料(専用利用の場合) 制度なし																																																													
該当施設名		亀田町総合体育館																																																																																													
区分	入場料の有無	利用者	使用料額(円)/1h																																																																																												
プール1コース	特に指定なし	町内者	2,000																																																																																												
		町外者	3,000																																																																																												
該当施設名		曾根町民プール																																																																																													
区分	入場料の有無	使用料額(円)																																																																																													
プール		無料																																																																																													
プール使用料(個人利用の場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="2">亀田町総合体育館</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>利用者</th> <th colspan="2">使用料額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プール</td> <td>小・中学生</td> <td rowspan="2">1人1回につき</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> ※4歳～就学前幼児は無料 ※プールの個人利用に関しては、施設利用券購入カード及び定期利用券でも利用できます。 (施設利用券購入カード) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1,000円券</td> <td>1,100円相当利用可能</td> </tr> <tr> <td>2,000円券</td> <td>2,300円 //</td> </tr> <tr> <td>3,000円券</td> <td>3,500円 //</td> </tr> <tr> <td>5,000円券</td> <td>6,000円 //</td> </tr> </tbody> </table> (定期券) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="4">亀田町総合体育館</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">利用者</th> <th colspan="4">定期券</th> </tr> <tr> <th>1ヵ月</th> <th>3ヵ月</th> <th>6ヵ月</th> <th>1年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プール</td> <td>小・中学生</td> <td>1,500円</td> <td>3,000円</td> <td>5,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>2,500円</td> <td>6,000円</td> <td>10,000円</td> <td>16,000円</td> </tr> </tbody> </table>				該当施設名		亀田町総合体育館		区分	利用者	使用料額(円)		プール	小・中学生	1人1回につき	250	大人	500	1,000円券	1,100円相当利用可能	2,000円券	2,300円 //	3,000円券	3,500円 //	5,000円券	6,000円 //	該当施設名		亀田町総合体育館				区分	利用者	定期券				1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	プール	小・中学生	1,500円	3,000円	5,000円	8,000円	大人	2,500円	6,000円	10,000円	16,000円	プール使用料(個人利用の場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="2">曾根町民プール</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>利用者</th> <th colspan="2">使用料額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール</td> <td></td> <td colspan="2">無料</td> </tr> </tbody> </table>				該当施設名		曾根町民プール		区分	利用者	使用料額(円)		プール		無料		プール使用料(個人利用の場合のみ) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="3">味方村B & G海洋センター</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">利用者</th> <th colspan="3">使用料額(円)</th> </tr> <tr> <th>午前 9:00~12:00</th> <th>午後 13:00~17:00</th> <th>夜間 18:00~21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">プール</td> <td>小学生</td> <td rowspan="3">50</td> <td rowspan="3">50</td> <td rowspan="3">50</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> </tr> <tr> <td>高校生 一般</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> ・村内の幼児は無料 ・村外の幼児については、小・中学生に準ずる。 ・回数券 小・中学生 11枚券 500円 高校生・一般 11枚券 1,000円				該当施設名		味方村B & G海洋センター			区分	利用者	使用料額(円)			午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~21:00	プール	小学生	50	50	50	中学生	高校生 一般	100	100	100
該当施設名		亀田町総合体育館																																																																																													
区分	利用者	使用料額(円)																																																																																													
プール	小・中学生	1人1回につき	250																																																																																												
	大人		500																																																																																												
1,000円券	1,100円相当利用可能																																																																																														
2,000円券	2,300円 //																																																																																														
3,000円券	3,500円 //																																																																																														
5,000円券	6,000円 //																																																																																														
該当施設名		亀田町総合体育館																																																																																													
区分	利用者	定期券																																																																																													
		1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年																																																																																										
プール	小・中学生	1,500円	3,000円	5,000円	8,000円																																																																																										
	大人	2,500円	6,000円	10,000円	16,000円																																																																																										
該当施設名		曾根町民プール																																																																																													
区分	利用者	使用料額(円)																																																																																													
プール		無料																																																																																													
該当施設名		味方村B & G海洋センター																																																																																													
区分	利用者	使用料額(円)																																																																																													
		午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~21:00																																																																																											
プール	小学生	50	50	50																																																																																											
	中学生																																																																																														
	高校生 一般				100	100	100																																																																																								

その他の必要協議事項
 使用料・手数料の取扱い
 プール使用料

豊栄市	小須戸町	横越町																																										
<p>プール使用料(専用利用の場合)</p> <p>専用利用不可</p> <p>プール使用料(個人利用の場合) 1回につき 単位:円</p> <table border="1" data-bbox="210 579 967 1056"> <thead> <tr> <th>該当施設名</th> <th colspan="2">遊水館</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>高校生以上 65歳未満</th> <th>3歳以上中学生以下 65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>600</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>10回券</td> <td>4,800</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月券</td> <td>7,200</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td>半年券</td> <td>12,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>年間券</td> <td>21,000</td> <td>10,500</td> </tr> <tr> <td>12月～2月(3ヶ月券)</td> <td>5,400</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>団体(20人以上)</td> <td>480</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>共通券</td> <td colspan="2">各施設の個人に係る使用料の8割に相当する額</td> </tr> <tr> <td>ファミリー券</td> <td colspan="2">38,000</td> </tr> <tr> <td>法人券</td> <td colspan="2">一口 60,000円従業員3人とその家族</td> </tr> </tbody> </table>	該当施設名	遊水館		区 分	高校生以上 65歳未満	3歳以上中学生以下 65歳以上	個人	600	300	10回券	4,800	2,400	3ヶ月券	7,200	3,600	半年券	12,000	6,000	年間券	21,000	10,500	12月～2月(3ヶ月券)	5,400	2,700	団体(20人以上)	480	240	共通券	各施設の個人に係る使用料の8割に相当する額		ファミリー券	38,000		法人券	一口 60,000円従業員3人とその家族		<p>制度なし</p>	<p>プール使用料(専用利用の場合) 制度なし</p> <p>プール使用料(個人利用の場合)</p> <table border="1" data-bbox="1926 617 2659 816"> <thead> <tr> <th>該当施設名</th> <th>横越町民プール</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>使用料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール</td> <td>1回 100円 (回数券 11枚 1,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※小学生未満は無料</p>	該当施設名	横越町民プール	区分	使用料額	プール	1回 100円 (回数券 11枚 1,000円)
該当施設名	遊水館																																											
区 分	高校生以上 65歳未満	3歳以上中学生以下 65歳以上																																										
個人	600	300																																										
10回券	4,800	2,400																																										
3ヶ月券	7,200	3,600																																										
半年券	12,000	6,000																																										
年間券	21,000	10,500																																										
12月～2月(3ヶ月券)	5,400	2,700																																										
団体(20人以上)	480	240																																										
共通券	各施設の個人に係る使用料の8割に相当する額																																											
ファミリー券	38,000																																											
法人券	一口 60,000円従業員3人とその家族																																											
該当施設名	横越町民プール																																											
区分	使用料額																																											
プール	1回 100円 (回数券 11枚 1,000円)																																											
渦東村	月潟村	中之口村																																										
<p>制度なし</p>	<p>プール使用料(専用利用の場合)</p> <table border="1" data-bbox="1101 1146 1819 1356"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="2">月潟村営水泳プール</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>入場料の有無</th> <th>利用者</th> <th>使用料額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プール</td> <td rowspan="2">特に定めなし</td> <td>学校</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>村</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>※学校、村以外の専用利用を想定しておらず、専用利用の場合の使用料額を定めていない。</p> <p>プール使用料(個人利用の場合)</p> <table border="1" data-bbox="1101 1503 1754 1692"> <thead> <tr> <th>該当施設名</th> <th colspan="2">月潟村営水泳プール</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>利用者</th> <th>使用料額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール</td> <td>1人1回につき (利用者の区分なし)</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中学生以下は減免により無料としている。</p>	該当施設名		月潟村営水泳プール		区分	入場料の有無	利用者	使用料額(円)	プール	特に定めなし	学校	無料	村	無料	該当施設名	月潟村営水泳プール		区分	利用者	使用料額(円)	プール	1人1回につき (利用者の区分なし)	100	<p>プール使用料(専用利用の場合) 制度なし</p> <p>プール使用料(個人利用の場合)</p> <table border="1" data-bbox="1926 1446 2659 1667"> <thead> <tr> <th>該当施設名</th> <th colspan="2">B&G海洋センタープール</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>利用者</th> <th>使用料額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プール</td> <td>小・中学生</td> <td rowspan="2">1人1回につき</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>高校生・大人</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※小学生未満は無料</p>	該当施設名	B&G海洋センタープール		区分	利用者	使用料額(円)	プール	小・中学生	1人1回につき	50	高校生・大人	100							
該当施設名		月潟村営水泳プール																																										
区分	入場料の有無	利用者	使用料額(円)																																									
プール	特に定めなし	学校	無料																																									
		村	無料																																									
該当施設名	月潟村営水泳プール																																											
区分	利用者	使用料額(円)																																										
プール	1人1回につき (利用者の区分なし)	100																																										
該当施設名	B&G海洋センタープール																																											
区分	利用者	使用料額(円)																																										
プール	小・中学生	1人1回につき	50																																									
	高校生・大人		100																																									